

ドイツ放送州間協定

—ドイツにおける放送の制度と現状—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
国土交通課 神足 祐太郎

目次

はじめに

I ドイツにおける放送制度の経緯と現状

- 1 戦後ドイツにおける放送制度
- 2 放送視聴の現状
- 3 放送の監督機関
- 4 テレメディア

II EU法からの影響

- 1 視聴覚メディアサービス指令
- 2 国家補助の禁止

III 放送州間協定の沿革

IV 放送州間協定の概要

- 1 公共放送と民間放送の双方に関連する規定
- 2 公共放送に関する規定
- 3 民間放送に関する規定
- 4 伝送容量の配分

おわりに

翻訳:1991年8月31日の放送及びテレメディアのための州間協定(放送州間協定-RStV-) (抄)

要 旨

連邦国家であるドイツでは、放送に関する権限は連邦ではなく、各州が有しており、放送は原則として州法によって規律される。一方、全国放送等、連邦全土に共通する事項に関する場合や複数の州が共同で管理する場合には、州の間の協定（Staatsvertrag）が結ばれる。このような権限の所在の問題のほか、放送における意見の多様性を確保するための仕組み（監督機関等）等、ドイツにおける放送制度は日本とは異なる背景を有するといえる。また、近年では、技術の進展に伴い、公共放送のインターネット業務（テレメディア）に関する議論があり、提供するサービスの事前審査の仕組み等が整えられている。本稿では、ドイツにおける放送制度の経緯、放送の現状、EU 指令等の影響を概観し、各州に共通する放送制度の原則を定めた「1991年8月31日の放送及びテレメディアのための州間協定（放送州間協定）」の内容（公共放送のインターネット業務、民間放送の規制監督、放送における多様性の確保等）を紹介する。併せて、同協定を抄訳する。

はじめに

放送には、放送に使用する周波数の有限稀少性やその特殊な影響力、社会において果たす機能等を根拠として、各国において、表現の自由の観点から新聞や出版等の「印刷メディアには許されない特殊な規制」⁽¹⁾が課されてきた。近年では、インターネットを通じた番組の配信等、放送と通信の融合が進み、各国で制度の見直しが行われている。

ドイツ連邦共和国においては放送に関する権限は連邦ではなく、各州が有しており、放送制度は、州法又は州の間で締結される州間協定⁽²⁾によっている。本稿では、まず、I章でドイツの放送制度の経緯と現状を、II章では欧州連合（以下「EU」）法からの影響を紹介する。その上で、公共放送と民間放送の二元的放送制度（Dual-System）が確立しているドイツにおいて、各州に共通する放送制度の原則を定めた「1991年8月31日の放送及びテレメディアのための州間協定」（以下「放送州間協定」）⁽³⁾について、III章で沿革を、IV章でその内容を放送及び公共放

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月24日である。

(1) 鈴木秀美ほか編著『放送法を読みとく』商事法務、2009、p.92。

(2) 州間協定（Staatsvertrag zwischen Bundesländern）は、連邦各州間の正式な協力の手段であり、州法の立法と執行を拘束する。州間協定の締結に関する手続は、基本法及び州憲法において、完全には示されていないが、国家間の条約の基本的な規則に従うという一般的な慣習が形成されている。具体的には、次のようなプロセスを経る。まず、対外関係に権限を有する州政府による交渉、合意、仮調印が行われる。次に州内の立法に権限を有する州議会に、承認法案が提出される。これが、承認されると州間協定は州法と同等の効力を有するものとなるとともに、批准の権限が与えられることになる。最後に州政府により、州間協定が批准されると州間協定は州間において拘束力を有するものとなり、署名された文書は交換又は寄託される。Wissenschaftliche Dienste, „Aktueller Begriff Staatsvertrag zwischen den Bundesländern.“ 2007.9.19. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/blob/190052/424c9d512ff446a6aeadebf8a60725ee/staatsvertraege_zwischen_den_bundeslaendern-data.pdf>; 齋藤純子「ドイツの新しい放送負担金制度—インターネット時代の受信料制度—」『外国の立法』No.262, 2014.12, p.49. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8841950_po_02620004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(3) Staatsvertrag für Rundfunk und Telemedien (Rundfunkstaatsvertrag - RStV -) vom 31. August 1991, in der Fassung des Zwanzigsten Staatsvertrages zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge (Zwanzigster Rundfunkänderungsstaatsvertrag) in Kraft seit 1. September 2017.

送のインターネット業務を中心にそれぞれ紹介する。併せて、放送州間協定を訳出する。

I ドイツにおける放送制度の経緯と現状

ドイツ放送制度の全体像は、連邦憲法裁判所の一連の憲法判決によって提示されてきたとされる。当初は、公共放送による独占的な体制であったが、現在では、公共放送と民間放送の二元的放送制度が確立している⁽⁴⁾。そして近年では、放送と通信の融合等に対応するため各種の法改正が行われてきた。本稿では、ドイツ放送制度の経緯と現状に加え、放送の監督制度及びテレメディアの概念を概観する。併せて、放送州間協定を抄訳する。

1 戦後ドイツにおける放送制度

第2次世界大戦後、ドイツでは放送に関する権限は連邦ではなく、各州に属するものとされ、各州放送法等によって規律されている。これは、英国、米国、フランス等による分割統治下で領域ごとに放送が行われたという経緯、ナチスによる放送の支配・利用、その結果として意見の多様性が侵害されたことへの反省に基づくものであるという⁽⁵⁾。

また、ドイツ基本法は、出版の自由と並んで、放送を通じた報道の自由を保障している（第5条第1項）。ドイツにおける放送の自由の特色は、その条件の整備を国家の義務とみなす点にあり、国家からの自由が制約されたときのみならず、放送における意見の多様性が確保されない場合にも、その制度は違憲となると考えられている⁽⁶⁾。

このように放送における意見の多様性確保を厳格にとらえる制度の下、長らく公共放送の独占体制が続き、民間放送参入のための法整備が行われたのは1980年代に入ってからのものである⁽⁷⁾。公共放送と民間放送による新たな体制が成立したことで、全州に妥当する原則を規定する必要が生じ、旧西ドイツ全11州の間で「放送制度の新秩序に関する州間協定」(Staatsvertrag zur Neuordnung des Rundfunkwesens)が1987年に結ばれた。さらに、東西ドイツの統一、欧州における放送政策の進展等を受けて、1991年、公共放送や放送の財源等に関する6つの州間協定(それぞれが条(Artikel)で、全6条)からなる「統一ドイツの放送に関する州間協定」(Staatsvertrag über den Rundfunk im vereinten Deutschland)が改めて全州の間で締結された⁽⁸⁾。本稿で取り扱う放送州間協定は、その第1条(Artikel)として締結されたものである。以後、「統一ドイツの放送に関する州間協定」は、2018年4月現在までに20回の改正を経ており、2018年5月には、第21次改正が発効する見込みである。

(4) 鈴木秀美『放送の自由』信山社出版、2000、p.63。ドイツにおける放送制度、憲法裁判に関する邦語文献として、同書のほか、主に以下を参照している。西土彰一郎『放送の自由の基層』信山社、2011。

(5) 志賀信夫『国際化時代の世界のテレビ』丸善、1994、pp.146-148。

(6) 鈴木 前掲注(4)、p.ii。

(7) 鈴木 同上、pp.165-175。1984年頃から各州で民間放送導入のための州法が制定された。

(8) 鈴木 同上、p.277。同協定は、①放送州間協定(当時の名称は「放送のための州間協定(Staatsvertrag für Rundfunk)」、②ARD州間協定、③ZDF州間協定、④放送受信料州間協定、⑤放送財源州間協定、⑥ビデオテックス州間協定(TV受信機を活用した文字画像情報システムに関するもので、1997年に廃止された。)によって構成される。なお、放送受信料州間協定は、第15次改正放送州間協定(2013年)によって廃止され、放送負担金州間協定が結ばれている。これについては、以下を参照。鈴木秀美「ドイツ受信料制度改革の憲法学的考察—放送負担金制度の概要と問題点—」『法学研究』87(2)、2014.2、pp.449-474; 齋藤 前掲注(2)、pp.48-71。

2 放送視聴の現状

ドイツの全テレビ視聴世帯は、3807万6000世帯だが、うち地上波利用世帯は9.9%に過ぎず、多くは、ケーブル放送(45.8%)、衛星放送(45.6%)を利用している(いずれも2016年末)⁽⁹⁾。

現在では、全国的に放送を行っている者として、公共放送では、9つの州放送協会が構成するドイツ公共放送連盟(Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland: ARD)及び第2ドイツテレビ(Zweites Deutsches Fernsehen: ZDF)、民間放送ではRTLグループやProSiebenSat 1 Mediaがある。また、これに加えて、214の地域放送局があり⁽¹⁰⁾、テレショッピング、専門チャンネルなどを含めると、提供される民間の放送サービス(Programm)⁽¹¹⁾は397に及ぶ⁽¹²⁾。ただし、長期にわたって独占が続いたこともあって、公共放送の影響力は依然として強い。視聴者占拠率⁽¹³⁾を見ても、2016年の公共放送は全体で45.2%であり、続くRTLグループ(23.2%)らを引き離している⁽¹⁴⁾。

3 放送の監督機関

放送行政は州(首相官房)が所管するが、業務の監督は、公共放送については内部監督機関が、民間放送については州メディア監督機関が行っている。

(1) 公共放送の監督機関

公共放送については、放送の多様性を確保し、国家からも特定の社会勢力からも影響力を行使されないための規律として、重要な社会勢力の代表からなる監督機関を個々の放送組織の内部に設置することで様々な社会勢力の意見を放送に反映させる「内部的多元主義」の考え方が採られている⁽¹⁵⁾。

ARDを構成する各州放送協会とZDFはそれぞれ異なる法令に基づき設立されており、監督機関の詳細は異なるが、業務を統括する会長以下執行部を放送評議会(Rundfunkrat)(テレビ評議会、ラジオ評議会)と管理評議会(Verwaltungsrat)の2つの合議制組織が監督するという点では共通する⁽¹⁶⁾。放送評議会は、番組の監督や会長の任免などの人事権を有し、重要な社会勢力・社会集団の代表等の委員によって多元的に構成される⁽¹⁷⁾。管理評議会は、主に財務面の監督を行い、州議会・政府代表や放送評議会によって任命された委員によって構成される。

(9) PC-TVを除き少なくとも1台のテレビが設置されている世帯を母集団とする統計で、1世帯につき複数の伝送経路を有することがあり得る。ほかにIPTV(閉じたネットワークを通じて、インターネットプロトコルを用いて配信されるテレビ放送のこと。専用の受信装置等を用いて、一般のテレビ受像機で視聴することができる。)が7.8%である。„Abb. 6 Verteilung der Übertragungswege“ *Jahrbuch 2016/2017*, VISTAS Verlag, 2017, S.41. die medienanstalten website <https://www.die-medienanstalten.de/fileadmin/user_upload/die_medienanstalten/Publikationen/Jahrbuch/Medienanstalten_Jahrbuch_2016-17_Web-PDF.pdf>

(10) „Abb. 36 Private Regional- und Lokalfernsehsender.“ *ibid.*, S.119.

(11) 日本の放送法(昭和25年法律第132号)上の放送番組(「放送をする事項の種類、内容、分量及び配列」(第2条第28号))に相当する語としてProgramm, Sendungがあるが、本稿では前者を「放送サービス」、後者を「番組」という。

(12) 2017年1月1日時点。„Abb. 15 Private TV-Programme in Deutschland.“ *op.cit.*(11), S.73.

(13) 各局の視聴率の合計を100として、そのうちの特定局の占める割合を指す。(杉原周治「ドイツにおける民間放送の集中排除とKEKの管轄権」『情報通信法学研究会報告書』総務省情報通信政策研究所, 2015, p.224.)

(14) 公共放送のうち、ARD第一が12.1%、ARD第三が12.1%、ZDFが13.0%であり、対する民間放送では、RTLが9.7%、RTL2が3.5%等となっている(ほかにも放送サービスがあるため合計は一致しない)。“19. Jahresbericht 2016/2017: Berichtszeitraum 01.07.2016 bis 30.06.2017,” 2017, S.90-92. KEK website <https://www.kek-online.de/fileadmin/user_upload/KEK/Publikationen/Jahresberichte/19_Jahresbericht.pdf>

(15) 鈴木 前掲注(4), p.155; 西土 前掲注(4), p.58.

(16) 各監督機関の所轄事項等は州法等によってそれぞれ定められる。放送州間協定上の所轄の監督評議会(zuständige Aufsichtsgremien)(第14a条、第16c条1項・2項、第19a条)は当該事項を所轄するいずれかの評議会を指す。例えば、出資企業の報告(第16c条第1項)は、管理評議会に対してなされる。

(2) 民間放送の監督機関

公共放送と同じ内部的多元主義等の規律が民間放送についても求められていたため、民間放送の参入は実質的に妨げられていた。しかし、1980年代に入って、放送判決⁽¹⁸⁾で、公共放送がその役割を果たしている限りにおいて、民間放送における多様性の基準の緩和が認められるという考え方が示された。ここで示された考え方を、公共放送の内部的多元主義に対し、「外部的多元性」という。すなわち、多元的に構成された監督機関を放送組織の外部に設置し、複数の放送事業者を並存させ、その競争により多様性を実現しようとするものである⁽¹⁹⁾。

民間放送は、各州法に基づき、独立の行政委員会である各州のメディア監督機関によって監督されている。州メディア監督機関は、評議会と執行役によって構成されており、評議会は様々な社会の集団の代表から構成される⁽²⁰⁾。評議会は、放送事業者の許可等の重要事項について、包括的な決定権を有し、執行役はその決定を執行するとともに対外的に州メディア監督機関を代表する⁽²¹⁾。全国向け放送に対し必要となる各州メディア監督機関の協力のため、州メディア監督機関連盟 (Arbeitsgemeinschaft der Landesmedienanstalten: ALM) が組織されている。

4 テレメディア

技術の進展とこれを取り巻く環境の変化に応じ、放送州間協定にはオンラインのコンテンツ、すなわち「テレメディア」に関する規定も含まれるようになってきている。テレメディアは、おおむね放送以外のオンラインコンテンツ全般を指す言葉だが、具体的には電子出版物 (新聞)、ビデオ・オンデマンド、検索エンジンなどが該当する (表参照)。ただし、インターネットを通じた同時配信 (ライブストリーミング) はテレメディアには含まれず、放送に分類される⁽²²⁾。2007年の改正で、それまで「テレサービス」、「メディアサービス」として別の法令で規定されていた情報サービスについて、「テレメディア」として扱うこととなったものである。

(17) 例えば、ZDFのテレビ評議会の場合、60名の委員によって構成されており、州や連邦を代表する委員のほか、労働組合、宗教界、スポーツ界など様々な社会集団の代表が委員を構成することが、ZDF州間協定に定められている。„Der ZDF-Fernsehrat.“ ZDF website <<https://www.zdf.de/zdfunternehmen/zdf-fernsehrat-funktion-vorsitz-und-mitglieder-100.html>>

(18) 1981年の第3次放送判決 (BVerfGE 57, 295) は民間放送の導入について具体的条件を示し、外部的多元性の規制モデルを選択することも可能であることを明言した。第4次放送判決 (1986年。BVerfGE 73, 118) は、第3次放送判決を受けて1984年に成立したニーダーザクセン州の放送法の合憲性をめぐるものであり、公共放送の役割を捉えなおすとともに、民間放送の「均衡のとれた意見の多様性」に関する「基本的基準」を示した。鈴木 前掲注(4), pp.275-276; 西土 前掲注(4), pp.60-70。

(19) 石川明「放送における多様性—ドイツにおける理念とその変容—」『関西学院大学社会学部紀要』91号, 2002.3, p.52. <https://www.kwansei.ac.jp/s_sociology/attached/5296_44433_ref.pdf>; 西土 前掲注(4), p.62。

(20) 杉内有介「【シリーズ】国際比較研究：放送・通信分野の独立規制機関 第6回 ドイツ州メディア監督機関—連邦的規制と共同規制—」『放送研究と調査』60(11), 2010.11, pp.72-85. <https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2010_11/101104.pdf>

(21) 杉内 同上

(22) Werner Hahn und Thomas Vesting (Hrsg.), *Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht: Rundfunkstaatsvertrag, Jugendmedienschutz-Staatsvertrag, Rundfunkgebührenstaatsvertrag, Rundfunkbeitragsstaatsvertrag, Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag*, 3. Aufl., München: C. H. Beck, 2012, S.144. ただし、ストリーミングが全て放送サービスに該当するわけではない。連邦憲法裁判所によれば、放送サービスとは、長い期間を考慮に入れ、計画され、及び構造化された番組等の配列をいうものとされ (BVerfGE 97, 298)、そのように配列されていない単発のストリーミングサービスが、テレメディアとして、事前審査を受けた例がある。(„Streit über Streaming-Angebote von ARD und ZDF – Rundfunk oder nicht Rundfunk?“ 2012.10.31. Medienpolitik.com website <<http://www.medienpolitik.net/2012/10/streit-uber-streaming-angebote-von-ard-und-zdf-rundfunk-oder-nicht-rundfunk/>>; „Abgeschlossenes Drei-Stufen-Test-Verfahren des Bayerischen Rundfunks für das Telemedienangebot „BR-Klassik“,“ 2014.12.1. Bayerischer Rundfunk website <<https://www.br.de/unternehmen/inhalt/rundfunkrat/rr-drei-stufen-test-br-klassik-100.html>>

表 テレメディア及び関連の情報サービスの分類

	定義規定	定義	例
電気通信サービス	電気通信法第3条第24号	通常、対価を得て提供される、電気通信網を経由した信号の伝達をその本質の全て又はほとんどとするサービスで、放送網における伝達を含む。	電信、電話、電子メール、ISP（インターネットサービスプロバイダ）
電気通信を基盤とするサービス	電気通信法第3条第25号	空間的かつ時間的に分離可能な供給の流れを作動させることなく、また電気通信接続中に内容の供給が行われるサービス	付加価値サービス（ダイヤル0900番（注）など）
放送	放送州間協定第2条第1項	一方の情報・通信サービスをいい、公衆に向けて、かつ、同時受信用に、動画又は音声の提供物を放送計画に従って電磁波を用いて提供し、送信すること	放送、ライブストリーミング
テレメディア	放送州間協定第2条第1項	上記3つを除く全ての電子的情報・通信サービス（ただし、電気通信サービスのうち、「電気通信網を経由した信号の伝達をその本質の全て」としないものを含む。）	電子出版物（新聞）、ビデオ・オンデマンド、株式、天気、交通等に関する情報の提供、チャットルームなど（電子メール、ISPも含まれる）

（注）特別な電話番号（0900番等）を用いて、電話回線を通じて提供されるサービスで、距離や時間ではなく通話内容に応じて課金されるもの。

（出典）各種法令；Werner Hahn und Thomas Vesting, Hrsg., *Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht: Rundfunkstaatsvertrag, Jugendmedienschutz-Staatsvertrag, Rundfunkgebührenstaatsvertrag, Rundfunkbeitragsstaatsvertrag, Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag*, 3. Aufl., München: Beck, 2012, S.144等を基に筆者作成。

II EU法からの影響

ドイツが加盟するEUは、様々な分野において、域内市場等の統合のための政策を打ち出しており、放送分野も例外ではない⁽²³⁾。放送に係る主要なEU立法（条約・指令）として、「視聴覚メディアサービス指令（Audiovisual Media Services Directive: AVMSD）」⁽²⁴⁾と欧州連合の機能に関する条約（以下「EU機能条約」）⁽²⁵⁾における国家補助の禁止（同条約第107条等）がある⁽²⁶⁾。

1 視聴覚メディアサービス指令

AVMSDの前身である「国境なきテレビ指令」⁽²⁷⁾は、他のサービス分野と同様に域内放送市

(23) なお、EU法の放送分野への適用に際しては、州の権限の侵害、空洞化という観点から盛んに議論された。その後のドイツ基本法改正により、EUの立法過程への州の参加権が獲得されている。鈴木秀美「第6章 ECの放送政策と連邦国家ドイツ—連邦憲法裁判所テレビ指令判決を手がかりに—」『欧州地域の市場形成と情報通信の発展』国際通信経済研究所, 1997, pp.207-228.

(24) “Directive 2007/65/EC of the European Parliament and of the Council of 11 December 2007 amending Council Directive 89/552/EEC on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities,” *Official Journal of the European Union*, L 332, 2007.12.18, pp.27-45. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32007L0065&from=EN>>

(25) “Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union,” *Official Journal of the European Union*, C 326, 2012.10.26, pp.46-390. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12012E/TXT&from=en>>

(26) このほか関連のものとして、「国境を越えるテレビジョンに関する欧州協約」（European Convention on Transfrontier Television of 5 May 1989）がある。この協約は、自国内で完結する放送には適用されない。

場の自由化を目指すもので、発信国主義⁽²⁸⁾と最低限の基準（ミニマムハーモナイゼーション）の原則の下、1989年に採択された。同指令は、①欧州の制作の振興、②広告、テレショッピング及びスポンサー規制、③少数者保護、④反論権の分野にわたるものであった。

欧州では、スポーツイベントの放映権の高騰や有料放送による独占を背景に、各国でスポーツイベントの放映権について議論が行われてきた⁽²⁹⁾。こうした議論を受け、1997年の国境なきテレビ指令改正によって、ユニバーサルアクセス⁽³⁰⁾を保証する措置が採られた。具体的には、独占的放送権を認める一方で、大きな社会的意義を有する行事（重要行事）について、各加盟国がリストを作成し、これに含まれるものについては、無料でアクセスできるテレビによって中継されなければならないというものである（イベント・リスト規制）。各加盟国は、イベント・リスト規制のために必要な措置を採ることができるものとされた。当該措置を遅滞なく欧州委員会に報告するものとし、同委員会は3か月以内に当該措置がEC法に適合しているか審査し、当該措置を遅滞なく欧州共同体の官報において公布するとされた。同指令は、2007年改正で、AVMSDと改称され、対象がオンデマンドサービスへと広がった。

2 国家補助の禁止

EU機能条約における国家補助の原則禁止は、公共放送に関係するもので、加盟国の意図的な国家補助による自国企業優遇等を防止するため、加盟国による事業者への財政的支援を原則として禁止するものである⁽³¹⁾。従来、一般の経済的利益となる公益事業は国家補助の禁止の例外とされており、公共放送もその一部であった。しかし、1980年代後半以降、放送を含む公益事業についても各部門で自由化の施策が採られるようになり、国家補助が認められる範囲も限定的になっていった⁽³²⁾。

他方、ドイツ国内では、公共放送の事業範囲の拡大について、民間放送事業者から批判があった。しかしながら、公共放送には存続と発展が憲法上保障されているとされており、ドイツの国内法では、その制限は難しかった⁽³³⁾ため、民間放送事業者は、欧州の競争法に争いの場を移

(27) “Council Directive 89/552/EEC of 3 October 1989 on the coordination of certain provisions laid down by Law, Regulation or Administrative Action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities,” *Official Journal of the European Union*, L 298, 1987.10.17, pp.23-30. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31989L0552&from=EN>>（後に、以下の指令で改正。“Directive 97/36/EC of the European Parliament and of the Council of 30 June 1997 amending Council Directive 89/552/EEC on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities,” *Official Journal of the European Union*, L 202, 1997.7.30, pp.60-70. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31997L0036&from=en>>）

(28) 放送等が発信された国の規制（国内法）に従うという原則をいう。

(29) 以下、鈴木秀美「スポーツ独占放送権と放送法」石川明ほか編『EU法の現状と発展—ゲオルク・レス教授65歳記念論文集—』信山社、2001、pp.201-227等を参照した。

(30) 「ユニバーサル・アクセス権とは、誰もが自由に情報にアクセスできる権利をいう。」脇田泰子「スポーツ放送の発展とユニバーサル・アクセス権」『メディアと社会』4号、2012.3、p.15. <<https://www.lang.nagoya-u.ac.jp/media/public/mediasociety/vol4/pdf/wakita.pdf>>

(31) なお、国家補助は、通常の補助金よりも幅広い概念として理解され、税制上の優遇等も含まれる。真子和也「EUにおける航空分野の国家補助規制」『レファレンス』775号、2015.8、p.63. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9484229_po_077503.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> ほかを参照。

(32) ドイツの公共放送と競争法については、主に以下を参照した。鈴木秀美「ドイツ受信料制度とEC条約—委員会による国家援助審査の動向」『阪大法学』56(2)、2006.7、pp.237-270. <https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/54735/hh056_2_001.pdf>; 杉内有介「問われる公共放送の任務範囲とガバナンス—EUの競争政策とドイツ公共放送—」『放送研究と調査』57(10)、2007.10、pp.36-47. <https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2007_10/071003.pdf>

(33) 鈴木 同上、pp.237-238.

した。2002年、民間放送等の事業者団体である民間放送通信連盟（Verband Privater Rundfunk und Telemedien: VPRT）⁽³⁴⁾は欧州委員会に対し、受信料が公共放送のインターネット業務などに使われていることを理由に受信料制度が国家補助に当たるとして異議を申し立てた。これを受けて、2005年、欧州委員会はドイツの公共放送の財源制度について、国家補助に当たり競争法違反であるとの見解を示し、制度の改善措置を求めた⁽³⁵⁾。2007年にドイツ側と欧州委員会が達した合意には、公共放送の任務の明確化（公共放送が新しいサービスを提供する際に事前審査を行う等）、財源の比例性（公的資金が任務に必要な範囲を超えて投入されないこと）と透明性といった内容が含まれた⁽³⁶⁾。

Ⅲ 放送州間協定の沿革

1991年、「統一ドイツの放送に関する州間協定」の一部として「放送のための州間協定」が締結され、それ以降、2018年4月現在で、第20次までの改正放送州間協定（以下、それぞれ「第○次改正」という。）が結ばれている。その主なものは次のとおりである。（いずれも発効年。改正経緯については、巻末表も参照）

1997年の第3次改正では、民間放送の集中排除規制が大きく変更された。従来は、放送事業者への出資比率に基づく規制（「出資モデル」）がなされており、1つの事業者は全国向けには2つまでの放送サービスの提供のみが認められるものとされ、全国向け総合編成放送サービスの許可は、50%以上の議決権を有する出資者等がない事業者にのみに付与することができるものとされていた。こうした規制にもかかわらず民間放送の集中化の動きが進んだため、「出資モデル」の実効性が疑問視されていた⁽³⁷⁾。第3次改正では、出資モデルに代えて「視聴者占拠率モデル（Zuschaueranteilsmodell）」の規制（詳細は後述）が導入された。

また、2000年の第4次改正は、「国境なきテレビ指令」を取り込むものであり、スポーツのユニバーサルアクセスに関連したイベント・リスト規制等が導入された。加えて、1996年から特段の根拠なく行っていた公共放送のインターネット業務について、番組との一定の関連性を条件に正式に認めることとされた。

2007年には、オンラインコンテンツの規制に関する連邦と州の合意を受けて、第9次改正が行われた。従来、個人間の通信に近い「テレサービス」については連邦法で、ウェブサイトなど公衆に向けられたオンラインコンテンツである「メディアサービス」については別の州間協定によっていた⁽³⁸⁾。2004年末に、連邦と州は「メディア法を将来の発展にとって開かれた、簡

(34) VPRTは、民間放送及びインターネットを通じた視聴覚メディアの事業者団体である。

(35) “State aid: Commission requests Germany, Ireland and The Netherlands to clarify role and financing of public service broadcasters (IP/05/250).” 2005.3.3. European Commission website <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-05-250_en.htm?locale=en>

(36) “State aid: Commission closes investigation regarding the financing regime for German public service broadcasters (IP/07/543).” 2007.4.24. European Commission website <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-07-543_en.htm>; “State aid E 3/2005 (ex- CP 2/2003, CP 232/2002, CP 43/2003, CP 243/2004 and CP 195/2004) – Financing of public service broadcasters in Germany (C (2007) 1761 FINAL).” 2007.4.24. European Commission website <http://ec.europa.eu/competition/state_aid/cases/198395/198395_678609_35_1.pdf> これらは、欧州委員会の見解を受けて示されたドイツの提案を承認し、関連の調査を終了することを発表したものである。

(37) 鈴木 前掲注(4), pp.284-285.

(38) マスメディア（放送）について州が権限を有する一方、通信や経済については連邦が権限を有する。鈴木秀美「メディア融合時代の青少年保護—ドイツの動向—」『メディア・コミュニケーション』61号, 2011.3, p.22.

素化されたものとするため」テレメディアの概念を採用し、規律の目的に応じて権限を配分することで合意した。具体的には、テレメディアの経済に関する規律は連邦が、一般的要請を越えた内容固有の規律は州が行うこととされた⁽³⁹⁾。そこで、第9次改正では、「テレサービス」と「メディアサービス」を統合し、「テレメディア」として放送州間協定によって規律することとなり、「放送のための州間協定」は、「放送及びテレメディアのための州間協定」と名称が変更された。

2009年の第12次改正では、欧州委員会との議論を踏まえ、公共放送のインターネット業務については、正式に放送と並ぶ公共放送の任務とされ、事前の審査制度が導入されることとなった。そして、こうしたインターネット業務の拡大等を受け、放送受信料に替えて、放送負担金を導入したのが、2013年の第15次改正である。

最近の改正として、2016年の第19次改正では、公共放送に対する青少年向け提供物の義務付け等が行われている⁽⁴⁰⁾。2018年5月には、EUの一般データ保護規則（General Data Protection Regulation: GDPR）⁽⁴¹⁾への対応等を目的とした第21次改正が発効予定である⁽⁴²⁾。第21次改正合意後も、公共放送のインターネット業務に関する議論があり、各州は規制を一部緩和する第22次改正を検討している。

IV 放送州間協定の概要

放送州間協定は、全国規模の公共放送・民間放送について、これらに共通する原則、公共放送の使命、民間放送の規制監督、伝送容量の割当等について規定しており、第21次改正時点で、7章から構成されている。放送州間協定は、ドイツにおける放送及びテレメディア⁽⁴³⁾に適用され、同協定に定めのない事項については、各州法が適用される（第1条⁽⁴⁴⁾）。以下では、放送及び公共放送のテレメディアに関する規定を中心に、同協定の内容を紹介する。

1 公共放送と民間放送の双方に関連する規定

(1) 放送の原則

公共放送及び民間放送は、技術的及び財政的に可能な範囲でバリアフリーの提供物をより多く採用することが求められている（第3条第2項）。ニュース報道及び情報提供番組においては、独立かつ客観的で、事前に真実性及び情報源を審査すること、論評とニュース報道は明確

(39) オンラインコンテンツの規制の経緯について、詳細には以下の資料を参照。なお、テレメディア概念は、この合意に先んじて、2002年の制度改正以降、青少年保護の分野で用いられている。鈴木秀美「通信・放送法制における表現の自由」（通信・放送の総合的な法体系に関する研究会第7回資料2）2007.2.26。総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_houseikikaku/pdf/070226_1_2.pdf>; 鈴木 同上, pp.21-32.

(40) 一部は2017年発効。

(41) “Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation),” *Official Journal of the European Union*, L 119, 2016.5.4, pp.1-88. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679&from=EN>>

(42) „Entwurf des 21. Rundfunkänderungsstaatsvertrages,“ 2017.11.7. Berlin.de website <<https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/2017/pressemitteilung.646225.php>>

(43) テレメディアについては、第4章から第6章まで及び第20条第2項が適用される。第6章（テレメディア）では、特にジャーナリズムの編集が行われた提供物について反論権等が定められている。

(44) 以下、特記のない限り、条番号は放送州間協定のものを指す。

に区別されるべきことといった原則の遵守等⁽⁴⁵⁾が定められている（第10条第1項）。また、世論調査報道については、代表性⁽⁴⁶⁾の有無についても言及することが求められている（同条第2項）。

(2) 重要行事へのユニバーサルアクセス

イベント・リスト規制を目的とする放送州間協定第4条は、1999年の第4次改正で盛り込まれた⁽⁴⁷⁾。また、第5条では、スポーツイベント等につき、短時間のニュース報道を無償で放送する権利を、全ての放送事業者に認めている。

(3) 広告規制

放送州間協定第7条から第8条までには、広告等の規制に関する規定が置かれている（差別的な内容等の広告の禁止、広告主等による影響の排除、広告としての識別の容易性、広告と広告以外の放送サービスとの明確な分離、もぐり広告の禁止、プロダクト・プレイスメント⁽⁴⁸⁾の原則的禁止等）。これらは、AVMSD第3e条等の広告等規制に対応するものである。このほか、許容される広告の長さ（公共放送⁽⁴⁹⁾について第16条、民間放送について第45条）、公共放送におけるテレショッピングの禁止⁽⁵⁰⁾（第18条）、テレメディアにおける広告（第58条）等個別の規定が置かれている⁽⁵¹⁾。

2 公共放送に関する規定

(1) 公共放送の使命と原則

公共放送の使命は、個人及び公共の自由な意見形成の過程の媒介者及び因子（Medium und Faktor）として活動し、社会の民主的、社会的及び文化的な需要を満たすことである。また、公共放送は、ニュース報道の客観性及び不偏不党、意見の多様性、提供物の調和を考慮することとされている（第11条）。このように、公共放送は個人的・公的意見形成に奉仕する放送の「基本的供給（Grundversorgung）」を担っているとされており、存続と発展が財源等の面から保障されている⁽⁵²⁾（前文及び第12条）。

(45) 第10条第1項では、承認されたジャーナリズムの原則の遵守が求められている。ジャーナリズムの原則は、放送州間協定第3条のほか、一般的な諸法令、又はその他のメディア法上の規定に見られるものであり、放送を通じた情報の収集及び発信の合法性及び許可される事項についてあらかじめ定めるものである。第10条第1項第1文それ自体は、ジャーナリズム報道の原則を新たに規定するものではない。Hahn und Vesting, Hrsg., *op.cit.*(22), S.441-449; Hubertus Gersdorf und Boris P. Paal (Hrsg.), *Informations- und Medienrecht*, 2014, München: C. H. Beck, S.314-315.

(46) 調査対象全体から抽出した一部の標本ないし調査結果が、全体の傾向等を反映している（代表している）ことを代表性という。社会科学的方法によって、全体の現象、傾向又はこれに類するものの本質又は特性を表現しているとき、調査に代表性があるとされる。Hahn und Vesting, Hrsg., *op.cit.*(22), S.453.)。

(47) 放送州間協定では、オリンピック競技大会、サッカー欧州選手権及びワールドカップのドイツが出場する試合、開幕試合、準決勝及び決勝などが指定されている（第4条第2項）。

(48) 「潜在広告」は、番組内における広告目的での商品等への言及又は表示であって、広告である旨の明示がないために、その目的について公衆に誤解を与えるおそれのあるもの（第2条第2項第8号）をいう。また、「プロダクト・プレイスメント」は、代価を得て、販売の促進を目的に、番組の中で商品等に言及し又は表示すること（第2条第2項第11号）をいう。

(49) ドイツでは、日本の受信料に類似した放送負担金のほか、広告等も公共放送の財源となっている（第13条）。

(50) ただし、テレショッピング・スポット（短時間のもの。テレショッピング枠と長さで区別される。）は除かれる。

(51) 広告関連規定のほか、放送州間協定上の情報提供等の手続上の義務等に反した場合には、秩序違反として最高50万ユーロ（約6642万円）の過料が課せられる（第49条）。

(52) 憲法裁判所による一連の放送判決は、公共放送における番組編成の自律性、財源の保障を認めている。これら制度上の仕組みによって公共放送は放送の「基本的（サービスの）供給（Grundversorgung）」、すなわち、総合的に編成された放送サービスの提供を通じ、ドイツにおける民主主義秩序と文化生活に寄与する、という本質的な役割を担うことが期待されてきた。西土 前掲注(4), p.85; 鈴木 前掲注(4), pp.160-162, 222-223; 石川 前掲注(19)

公共放送に法令違反があった場合、所轄の監督評議会⁽⁵³⁾が、当該法令違反に対する同評議会の異議を放送サービスの中で公表するよう、要求できるものとされている（第19a条）。

(2) 公共放送とテレメディア

公共放送は、放送サービス及びテレメディアを提供することとされており（第11a条）、提供すべき放送サービスはこの協定において規定されている（第11b条、第11c条）。提供するテレメディアには、放映後7日までの放送番組のオンデマンド配信、番組内容に関連したテレメディア（テーマに関連して番組を掘り下げるもので、第11f条第3項に基づき新規作成又は変更とみなされるような独自のテレメディア提供物に当たらないもの）、現代史等のコンテンツの無期限のアーカイブ等が含まれる（第11d条）。2015年の第19次改正（2016年10月1日施行）により、ARD及びZDFは共同で、青少年向けの提供物を、テレメディアを通じて提供することとされた（第11g条）。

公共放送のテレメディア業務については、EU条約上の国家補助との関係で議論があり、2007年に合意された。これを受けて、2009年の第12次改正放送州間協定で、公共放送の任務が限定され、「3段階審査」と呼ばれる事前審査制度が導入された（第11f条）。すなわち、公共放送がテレメディア業務を新しく開始する等の場合には⁽⁵⁴⁾、執行部は監督機関である放送評議会にテレメディアの構想について説明を行い、これを受けて放送評議会は①社会の民主的、社会的及び文化的な需要に合致する程度、②ジャーナリズムの競争に貢献する範囲（市場への影響及び意見形成作用）、③財政的負担の3段階で審査を行う（第11f条第4項）。また、評議会は第三者からの意見表明も受け付けるものとされている（同条第5項）。

3 民間放送に関する規定

放送州間協定では、民間放送に関し、①監督機関、②全国規模の民間放送の許可、③集中排除原則等について規定されている。中でも、特徴的な仕組みが「視聴者占拠率モデル」に基づく集中排除原則である。同原則は、1997年の第3次改正で、従来の「出資モデル」に代わって導入された。以下では、民間放送の監督機関に関する規定と併せて、集中排除原則に関する制度を紹介する。

(1) 民間放送の監督機関

放送州間協定に規定される監督機関は、許可・監督委員会（Kommission für Zulassung und Aufsicht: ZAK）、評議会議長会議（Gremiovorsitzendenkonferenz: GVK）、メディア領域における集中調査委員会（Kommission zur Ermittlung der Konzentration im Medienbereich: KEK）、青少年メディア保護委員会（Kommission für Jugendmedienschutz: KJM）⁽⁵⁵⁾である。これらに加えて執行役会議（DLM）並びにDLM及びGVKによって構成される総会（Gesamtkonferenz: GK）が、

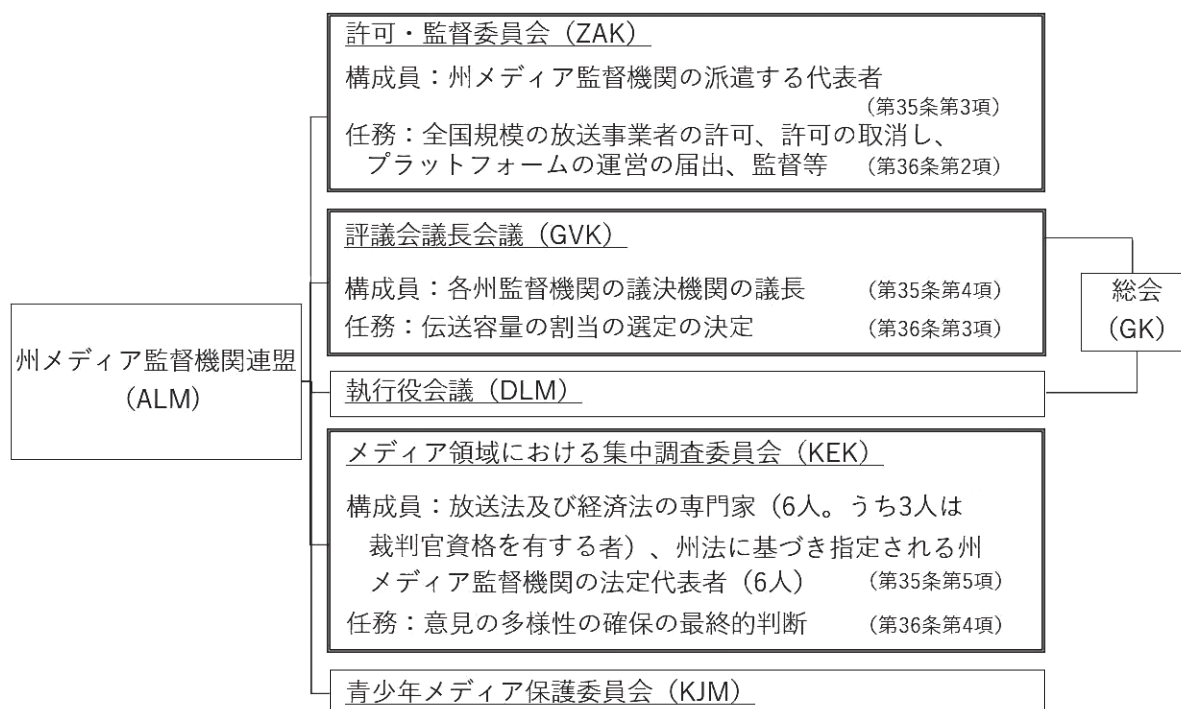
(53) この場合は、放送評議会（テレビ評議会、ラジオ評議会）が所轄している。Hahn und Vesting, *op.cit.*(22), S.830.

(54) インターネットを通じた同時配信は、3段階審査の対象となるテレメディアではない。公共放送が、全ての番組を放送時にネット配信することは、放送と同様、その不可欠の権利であると考えられており、原則7日目（重要行事関係は24時間）までのオンデマンド配信にも審査を要さない。Butz Peters, *Öffentlich-rechtliche Online-Angebote: Was dürfen die Rundfunkanstalten im Netz?*, Baden-Baden: Nomos, 2010, S.107.

(55) KJMは、青少年保護に関わる組織であり、「放送及びテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年保護に関する州間協定」（Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien）に基づき設置されている。

ALM を構成している⁽⁵⁶⁾ (ALM の組織については、図参照)。各機関は、第 36 条に規定される一定の任務遂行に際しては、各州メディア監督機関の組織として活動するものとされる (第 35 条第 2 項)。各州メディア監督機関の規制監督の権限は事実上、ALM に委譲される部分が大きくなっているとも言われる⁽⁵⁷⁾。

図 州メディア監督機関連盟 (ALM) の構成



(注) 太枠は放送州間協定に基づいて設置される委員会。条番号は、放送州間協定のものを指す。
 (出典) „Organisation.“ die medienanstalten website <<https://www.die-medienanstalten.de/ueber-uns/organisation/>> 等を基に筆者作成。

放送州間協定に違反したことが確認された場合には、所轄の州メディア監督機関は、必要な措置 (異議⁽⁵⁸⁾、(一時的な又は恒久的な提供の) 禁止⁽⁵⁹⁾、許可の取消し及び撤回) を採ることができるものとされている (第 38 条第 2 項)。また、放送事業者に与えられた許可は、放送州間協定又は青少年メディア保護州間協定に基づく自らの義務に対し、繰り返し重大な違反をし、かつ、所轄の州メディア監督機関が決定した期間内に当該機関の指示に従わなかった場合には撤回されうる (第 38 条第 4 項)⁽⁶⁰⁾。

(56) ALM の活動については別途「ALM 規約」(Vertrag über die Zusammenarbeit der Arberitsgemeinschaft der Landesmedienanstalten in der Bundesrepublik Deutschland (ALM) (ALM-Statut) <https://www.die-medienanstalten.de/fileadmin/user_upload/Rechtsgrundlagen/Satzungen_Geschaefts_Verfahrensordnungen/ALM-Statut.pdf>) が結ばれている。また、ALM 規約第 1 条第 6 項に基づき、放送州間協定第 35 条第 2 項及び ALM 規約に基づく委員会は、「die medienanstalten」(「メディア監督機関」という意味) の名称の下で活動するものとされている。組織等について、以下も参照。„Organisation.“ die medienanstalten website <<http://www.die-medienanstalten.de/ueber-uns/organisation.html>>

(57) 杉内 前掲注(20)

(58) 正式な異議により、違反であることが確認され、非難される。異議は、繰り返し違反が行われた場合に他の監督手段が採られ得ること等、他の措置と結び付けられて考えられる。Hahn und Vesting, Hrsg., *op.cit.*(22), S.1096.

(59) *ibid.* 禁止の範囲は各州法によって定められる。

(60) ただし、実際には取消しが行われる可能性は低く、民間放送の監督を実効的なものとするための象徴的性格が認められるにすぎないという指摘がある。(鈴木 前掲注(4), pp.282-283)

(2) 集中排除—視聴者占拠率モデル—

視聴者占拠率モデルとは、企業が一定以上の割合で出資する（当該企業に帰責する）放送サービスの合計が一定の視聴者占拠率に達した場合に、「支配的な意見形成力（*vorherrschende Meinungsmacht*）」が存在していることを推定し、当該企業にそれ以上の放送サービスを許可しない（また放送事業者の買収等も制限される）という制度である。1つの企業・法人が、自身の又はこれに帰責する企業・法人の年平均の視聴者占拠率が30%に達するとき、又は25%以上であって隣接するメディア市場も含めて30%に相当するときには支配的な意見形成力が推定される⁽⁶¹⁾。一定の規模の視聴者占拠率を有する放送サービスについて、枠放送サービス⁽⁶²⁾が収容された場合には2%、更に独立の第三者に放送時間を認めた場合には3%のボーナスが与えられ、視聴者占拠率からそれぞれ減じられる。（第26条第2項）

支配的な意見形成力を獲得した企業には、視聴者占拠率が限度を下回るまで出資を取りやめることや、独立の第三者に放送時間を認める⁽⁶³⁾、放送サービス審議会を設置する、という方法で、多様性を確保するための措置を提案することができる（第26条第4項）。

4 伝送容量の配分

周波数の割当ては、電気通信法に基づき連邦ネットワーク庁（*Bundesnetzagentur*）が所掌している。放送用周波数は、電気通信法第57条第1項に基づき、連邦ネットワーク庁と州当局の協議の上、割り当てられる。協議においては、州当局から、放送における供給側の需要が説明されるものとされており、放送州間協定第51条第1項では、連邦ネットワーク庁に対し届け出る全国規模の供給側の需要について、全州による全会一致で決定する旨を定めている。また、全国放送用に割り当てられた伝送容量は、州首相会議の全会一致で公共放送及び州メディア監督機関に分配される（同条第2項）。州メディア監督機関は、民間の放送事業者等に伝送容量を割り当てることができる（第51a条第1項）。伝送容量の需要に対し、供給が十分でない場合の割当てに際しては、GVKが、提供物の多様性の確保等を考慮して決定する（第36条第3項、第51a条第3項及び同条第4項）。

無線伝送容量のほか、第5章では、プラットフォーム⁽⁶⁴⁾の伝送容量やマストキャリールール⁽⁶⁵⁾についても定めがある。

(61) ただし、この基準に満たない場合でも支配的な意見形成力を獲得したと結論付けられることはあり得るとする見解がある。バイエルン上級行政裁判所判決（*VGH München - 15.02.2012 - AZ: VGH 7 BV 11.285*）では、25%をわずかに下回る場合の隣接市場の基準の適用を認めるが、ボーナス規定は、合算前の数字に適用されるべきであるとする。詳細は杉原 前掲注(13), pp.223-248を参照。

(62) 窓番組ともいう。「放送事業者から一定の時間枠を借りて放送するシステムで、一種のタイムシェアリングである。」石川明「放送における多元性の構造—西ドイツモデルとその変容—」『NHK放送文化調査研究年報』31号、1986, p.147. 第2条第2項第5号及び第6号の定義規定及び第31条も参照。

(63) なお、第三者の放送時間については、このほか第42条において、全国向け民間放送が、選挙期間中の政党等に対し放送時間を認めなければならないこと等が定められている。

(64) 第三者のものを含めて、コンテンツを一体的に伝送する事業者のこと。

(65) ケーブルテレビ等に対し、一定の放送サービスの同時配信を義務付けるルールのこと。第52b条では、プラットフォーム事業者が、放送サービスに一定の容量を割かなければならないこと等が定められている。従来ケーブルテレビに課されてきた規定であったが、2008年の第10次改正でIPTV等がプラットフォームとして適用を受けるようになっていく。

おわりに

ドイツでは、連邦憲法裁判所の判決を中心として、放送州間協定を含む放送制度が形作られ、放送の多様性を重視した公共放送と民間放送の二元的秩序が構成されてきた。その中で、放送と通信の融合等を契機として、EU法の影響も受けつつ、新たな動きが見られている。現行の放送州間協定に対しても、例えば、公共放送のインターネット業務に関する審査制度や多メディア時代の集中排除規制について、更なる制度改正を求める声がある。

ARDやZDFといった公共放送は、新たなメディア環境の中で、虚偽の情報やヘイトスピーチ等の急激な拡散も可能になっている状況を示し、社会の意見の多様性を反映し、社会を統合するという公共放送が果たすべき役割を主張している。そして、そのためにはテレメディアの配信期間に関する規制等が障害となっており、当該規制の改正を求めている⁽⁶⁶⁾。州首相会議も、公共放送のテレメディア規制の緩和に向けた動きを見せている⁽⁶⁷⁾。

一方、多メディア時代における集中排除規制について、KEKは見直しの必要性を主張している。視聴者占拠率の算定に関する連邦行政裁判所の判断⁽⁶⁸⁾を前提とすれば、隣接市場における影響力を考慮に入れるためには、放送市場における視聴者占拠率が（ボーナス規定による控除後に）一定以上に上る必要があるが、民間放送の視聴者占拠率は低下傾向にあり、これに達することは考えにくい。そのため、現行の放送州間協定による規制では、外国の通信企業、動画コンテンツ企業等との合併を適切にコントロールできないと、KEKは主張している⁽⁶⁹⁾。

放送州間協定は、今後も、メディア環境の変化等に応じて改正が行われると見込まれ、その動向を注視することは、同様の変化に直面する我が国にとっても得るところが大きいであろう。

（こうたり ゆうたろう）

(66) 杉内有介「ドイツの公共放送の制度と財源」『NHK放送文化研究所年報』62号、2018、pp.218-220。

(67) テレメディア提供期間（放送後7日までは原則として可能）を延長する等。他方、映画産業への影響等を指摘するものもある。„Ministerpräsidenten der Länder beraten über Reform des öffentlich-rechtlichen Rundfunks,“ 2017.10.22. Institut für Urheber und Medienrecht website. <<http://www.urheberrecht.org/news/5940/>>; Alfred Holighaus, „Die Mediatheken gefährden die Filmwirtschaft,“ *Zeit Online*, 2018.1.31. <<http://www.zeit.de/kultur/film/2018-01/oeffentlich-rechtlicher-rundfunk-mediatheken-filmwirtschaft>>

(68) BVerwG 6 C 2.13 Urteil vom 29.01.2014. 前掲注(61)の裁判の上告審であり、上告は棄却された。

(69) ほかに、インターネット上の媒介者が意見形成に与える影響力についても指摘がある。„19. Jahresbericht der KEK: Unverminderter Reformbedarf und neue Kompetenzen,“ 2017.12.10. KEK website <<https://www.kek-online.de/service/pressemitteilungen/meldung/news/19-jahresbericht-der-kek-unverminderter-reformbedarf-und-neue-kompetenzen/>>

巻末表 ドイツ放送制度に関する年表

	放送に関する州間協定の締結・改正及び関係事項
1961年	第1次放送判決（放送の権限が州にあることを確認。）
1981年	第3次放送判決（民間放送の導入について具体的条件を示し、外部的多元主義の規制モデルを選択することも可能であることを明言。）
1986年	第4次放送判決（公共放送を基本的供給の保障の観点から捉えなおすとともに、民間放送の「均衡のとれた意見の多様性」に関する「基本的基準」を提示。）
1987年	「放送制度の新秩序に関する州間協定」締結
1991年	「統一ドイツの放送に関する州間協定」締結
1994年	第8次放送判決（受信料額決定手続について、政治的影響力行使を制限するため、専門家を委員とする第三者機関を設置すべきとの判断。）
1996年	公共放送のインターネット業務開始
1997年	第3次改正放送州間協定（公共放送の財源需要を審査するための第三者機関を設置。民間放送の集中排除規制として、「視聴者占拠率モデル」を導入し、KEK（メディア領域における集中調査委員会）の設置。）
2000年	第4次改正放送州間協定（イベント・リスト規制の導入等、「国境なきサービス指令」の取り込みのほか、公共放送のインターネット業務が条件付きで承認。）
2005年	欧州委員会が、ドイツの受信料制度について国家補助に当たるという見解を提示
2007年	欧州委員会との間で、公共放送の任務の明確化等について合意 第9次改正放送州間協定（テレメディア規制を扱うこととなり、名称が「放送及びテレメディアのための州間協定」に変更。）
2008年	第10次改正放送州間協定（全国向け民間放送の許可を担当するZAK（許可・監督委員会）の設置。そのほかKEKの委員構成の変更等。）
2009年	第12次改正放送州間協定（公共放送のインターネット業務について事前審査制を導入。）
2010年	第13次改正放送州間協定（EUのAVMSD（視聴覚メディアサービス指令）改正に伴う広告規制の改訂等。）
2013年	第15次改正放送州間協定（放送負担金制度の導入。）
2014年	第14次放送判決（公共放送であるZDFの内部監督機関における国家との関連性を持つ委員の人数について判断。）
2016年	第17次改正放送州間協定（ZDFの内部監督機関の委員構成の変更等。） 第19次改正放送州間協定（公共放送の青少年向け提供物の義務付け。）
2018年	第21次改正放送州間協定（EUのGDPR（一般データ保護規則）への対応。）

（出典）各種法令；鈴木秀美『放送の自由』信山社出版、2000；西土彰一郎『放送の自由の基層』信山社、2011等を基に筆者作成。

1991年8月31日の放送及びテレメディアのための州間協定
(放送州間協定 - RStV -) (抄)

2017年9月1日以降効力を有する放送法に関する諸州間協定の改正のための第20次州間協定
(第20次放送改正州間協定) による改正後の文言による。

Staatsvertrag für Rundfunk und Telemedien (Rundfunkstaatsvertrag – RStV-) vom 31. August 1991,
in der Fassung des Zwanzigsten Staatsvertrages zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge
(Zwanzigster Rundfunkänderungsstaatsvertrag) in Kraft seit 1. September 2017

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 山岡 規雄訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳*

【目次】

前文

第1章 総則

第2章 公共放送のための規定

第3章 民間放送のための規定

第1節 原則

第2節 手続法の規定

第3節 意見の多様性の確保

第4節 メディア監督の組織、資金調達

第5節 放送サービス原則、第三者のための放送時間

第6節 資金調達、広告、テレショッピング

第7節 データ保護 (略)

第4章 上告、秩序違反 (略)

第5章 プラットフォーム、伝送容量 (抄)

第6章 テレメディア

第7章 経過規定及び末尾規定 (略)

放送州間協定第11b条第1項第2号の附則 (略)

放送州間協定第11b条第3項第2号の附則 (略)

放送州間協定第11c条第3項第3号の附則 (略)

* この翻訳は、調査及び立法考査局ドイツ法研究会の平成26年9月から平成29年5月までの活動の成果であり、Staatsvertrag für Rundfunk und Telemedien (Rundfunkstaatsvertrag - RStV -) vom 18. Dezember 1991 <<http://www.gesetze-bayern.de/Content/Document/RFunkStVertr/true>> を訳出したものである。このバイエルン州の法令サイトにおける州間協定の日付は、バイエルン州が批准した1991年12月18日であり、この州間協定の日付及び最終改正等に関する情報の表記方法は、他のサイト、例えば、メディア監督機関のサイトに掲載されているもの <https://www.die-medienanstalten.de/fileadmin/user_upload/Rechtsgrundlagen/Gesetze_Staatsvertraege/Rundfunkstaatsvertrag_RStV.pdf> と異なっている。しかし、メディア監督機関のサイトのテキストは、州間協定の正文と字句が異なる誤記と思われる箇所が散見されたため、題名についてのみ準拠し、本文翻訳の底本とはしなかった。当会の構成メンバー（翻訳時）は、齋藤純子、泉真樹子、諸橋邦彦、古賀豪、山岡規雄、神足祐太郎、千田和明、榎孝浩、安部さち子、濱野恵、渡辺富久子、山本真生子である。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月24日である。

放送州間協定第 11d 条第 5 項第 4 文の附則

放送州間協定第 11g 条第 5 項第 1 文の附則

(参考) 第 21 次改正後の条文

前文

この州間協定は、統一ドイツの諸州の二元的放送制度における公共放送及び民間放送のための基本的規則を定めるものである。この州間協定は、放送の欧州レベルの発展を顧慮する。

公共放送及び民間放送は、個人及び公共の自由な意見形成並びに意見の多様性〔の確保〕の義務を負う。両放送制度は、国内競争及び国際競争の要求に応えることができなければならない。

新技術により欧州において〔提供される〕放送サービスの数が増加する中で、ドイツ語圏における情報の多様性及び文化的提供物が強化されるものとする。この州間協定により、また特にドイツ連邦共和国のその他の規則及び助成計画により、新しい欧州のテレビ放送作品の制作が持続的に支援されるものとする。

公共放送については、存続及び発展が保障されなければならない。公共放送が制作及び送信のあらゆる新しい技術の可能性に関与すること並びに新しい形式の放送を実施する可能性は、その〔＝公共放送の存続及び発展の保障の〕一部である。公共放送の財政調整を含む財政的基盤は、維持され、確保されなければならない。

民間放送事業者については、特に技術及び放送サービスの観点において民間放送制度が拡大し、発展することができるようにする。そのために民間放送事業者には、放送能力を十分に利用させ、適切な収入源を与えるものとする。民間放送事業者は、その際、衛星経由で放映される自局のテレビ放送サービスを、地域及び地方の番組に配慮した上で、各州法を基準として、利用可能な地上波テレビ用周波数経由で追加的に送信することができるものとし、利用可能な地上波テレビ用周波数は、新しいテレビ放送事業者も考慮して、全国でできるだけ均等に配分するものとする。

ドイツの統一及び二元的放送制度の継続的發展によって、従来の周波数の配分及び利用を広範に見直すことが必要となっている。全州が、西部放送⁽¹⁾用を含む、民間放送事業者のための追加的な伝送容量を確保するため、確認された二重供給又は複数供給を整理する意図を表明する。

〔各州の〕州メディア監督機関⁽²⁾は、民間放送事業者の平等な取扱い及び決定の実効性の向上の観点から、相互の協力を強化する責任を負う。

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

(1) この州間協定は、二元的放送制度をとるドイツでの放送の実施及び送信に適用し、テレメ

(1) 1991 年 9 月に認可を受けた衛星放送の商業チャンネル。『NHK データブック世界の放送』1992, p.57. 現在は VOX という。Vox.de website <<http://www.vox.de/cms/index.html>>

(2) ドイツでは、放送に関する権限は連邦ではなく、各州が有する。民間放送は、各州法に基づき、独立の行政委員会である各州のメディア監督機関によって監督されている。

ディアには、第4章から第6章までの規定及び第20条第2項の規定のみを適用する。

- (2) この州間協定が放送の実施及び送信について〔州法とは〕別の定めをしていない限り又は〔州法とは〕別の定めを許容していない限りにおいて、各放送協会⁽³⁾又は各民間放送事業者に適用される州法の規定を適用しなければならない。
- (3) テレビ放送事業者がドイツ連邦共和国に所在する場合には、当該テレビ放送事業者がこの州間協定及び州法の規定を適用する。テレビ放送事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、ドイツ連邦共和国に所在するものとみなす。
1. 本社がドイツに所在し、かつ、放送サービスに関する編集上の決定がドイツにおいて行われる場合
 2. 本社がドイツに所在し、かつ、放送サービスに関する決定が欧州連合の他の加盟国で行われているが、次に掲げるいずれかのときに該当する場合
 - a) 放送サービスの提供の任務を負う人員の主要な部分がドイツで活動しているとき。
 - b) 放送サービスの提供の任務を負う人員の主要な部分がドイツ及び欧州連合の他の加盟国の双方で活動しているとき。
 - c) 放送サービスの提供の任務を負う人員の主要な部分はドイツでも欧州連合の他の加盟国でも活動していないが、当該テレビ放送事業者が最初にドイツにおいて活動を開始し、かつ、ドイツ経済との継続的かつ事実上の結び付きを維持しているとき。
 3. 本社がドイツに所在し、かつ、放送サービスに関する編集上の決定が第三国⁽⁴⁾で行われ、又は本社が第三国に所在し、かつ、放送サービスに関する編集上の決定がドイツで行われる場合において、放送サービスの提供の任務を負う人員の主要な部分がドイツで活動することが前提されているとき。
- (4) その所在地に基づき既にドイツ又は欧州連合の他の加盟国のいずれかの法的高権の下にないテレビ放送事業者であっても、次に掲げるいずれかの場合には、この州間協定及び州法の規定を適用する。
1. ドイツに置かれたアップリンク〔衛星への通信〕のための衛星地上局を使用する場合
 2. 欧州連合の加盟国に置かれたアップリンクのための衛星地上局を使用しないが、ドイツ連邦共和国に割り当てられた衛星の伝送容量を利用する場合
- この2つの基準のいずれにも該当しない場合であっても、テレビ放送事業者が欧州連合の機能に関する条約（2008年5月9日付け官報C115号47ページ）第49条から第55条までの規定⁽⁵⁾に従いドイツに所在するときは、当該テレビ放送事業者にもこの州間協定及び州法の規定を適用する。

(3) 放送協会は、各州法又は複数の州の間で結ばれる州間協定によって、公法上の営造物（公法人の一種）として設立されており、現在9つある。複数の州の共同で設立されている放送協会として、中部ドイツ放送協会（ザクセン、テューリンゲン、ザクセン＝アンハルト）、北ドイツ放送協会（ニーダーザクセン、ハンブルク、シュレースビヒ＝ホルシュタイン、メクレンブルク＝フォアポンメルン）、南西ドイツ放送協会（バーデン＝ヴュルテンブルク、ラインラント＝プファルツ）、ベルリン・ブランデンブルク放送協会（ベルリン、ブランデンブルク）がある。鈴木秀美『放送の自由』信山社出版、2000、pp.160-161; „Mitglieder der ARD.“ ARD website <http://www.ard.de/home/die-ard/organisation/mitglieder-der-ard/Mitglieder_der_ARD/323262/index.html>

(4) 「第三国」という用語は、通常は「当事国以外の国家」を意味するが、EU法の文脈においてはほぼ例外なく「EU加盟国以外の国家」を意味する。M. ヘルデーゲン（中村匡志訳）『EU法』ミネルヴァ書房、2013、p.14。（原書名：Matthias Herdegen, *Europarecht*, 14.Aufl., 2012.）この州間協定はEU法ではないが、同義で用いられていると考えられる。

(5) 開業・設立の権利に関する規定。

- (5) この州間協定及び州法の規定は、次に掲げるテレビ放送事業者の放送サービスには適用しない。
1. 専ら第三国において受信するための放送サービス
 2. 視聴覚メディアサービスの提供に関する加盟国の法規及び行政規則の調整のための2010年3月10日の欧州議会及び理事会指令2010/13/EU（2010年4月15日付け官報L95号1ページ）の適用範囲内にある国において市販の民生機器を用いて公衆が直接的又は間接的に受信することのない放送サービス
- (6) この州間協定第1章及び第3章の規定は、明示的に規定されている範囲に限り、テレショッピング・チャンネルに適用される。

第2条 概念の定義

- (1) 放送とは、一方向の情報・通信サービスをいい、公衆に向けて、かつ、同時受信用に、動画又は音声の提供物を放送計画に従って電磁波を用いて提供し、送信することをいう。この概念は、暗号化して送信される提供物又は特別な対価を払えば受信可能な提供物も含む。テレメディアとは、電気通信法⁽⁶⁾第3条第24号に規定する電気通信サービスのうち電気通信網を経由した信号の伝送をその本質の全てとするもの、電気通信法第3条第25号に規定する電気通信を基盤とするサービス又は第1文及び第2文に規定する放送には該当しない、全ての電子的情報・通信サービスをいう。
- (2) この州間協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。
1. 放送サービス 放送計画に従って時間順に配列された一連の放送コンテンツ
 2. 番組 内容的に関連し、まとまりのある、時間的に限定された放送サービスの一部
 3. 総合放送サービス 放送サービス全体の主要部分が情報提供、教養、助言及び娯楽によって構成される、多様なコンテンツの放送サービス
 4. 専門放送サービス 同じ種類のコンテンツを主とする放送サービス
 5. 衛星放送サービス 広範囲にわたる放送サービス（基幹放送サービス）の枠内で全国に送信される時間限定の放送サービス
 6. 地域放送サービス 基幹放送サービスの枠内での地域的なコンテンツを主とする時間限定かつ地域限定の放送サービス
 7. 広告 対価を得て商品販売又はサービス提供（不動産及び権利義務〔に關すること〕を含む。）を促進することを目的として、公共放送事業者、民間放送事業者又は自然人の放送において対価若しくは同様の反対給付を得て放送され、又は自らの広告として放送される、商業、営業、手工業又は自由業の活動に見られるあらゆる表現。〔この規定は、〕第7条第9項の規定の適用を妨げない。
 8. 潜在広告 商品製造者若しくはサービス提供者の商品、サービス、名称、商標又は事業についての番組の中での言及又は表示であって、放送事業者が広告目的を意図しており、かつ、〔広告である旨の〕明示を欠くために当該言及又は表示の本来の目的について公衆に誤解させるおそれのあるもの。言及又は表示は、特に対価又は同様の反対給付を得て行われる場合には、広告目的を意図しているものとみなされる。

(6) Telekommunikationsgesetz vom 22. Juni 2004 (BGBl. I S. 1190), das zuletzt durch Artikel 10 Absatz 12 des Gesetzes vom 30. Oktober 2017 (BGBl. I S. 3618) geändert worden ist.

9. スポンサーシップ 放送事業若しくは視聴覚作品の制作に関与していない自然人若しくは法人又は結社が、当該人若しくは結社の名称、商標、イメージ、自らの事業又は業績の宣伝のために行う、番組に対する直接又は間接の資金提供に寄与するあらゆる行為
 10. テレショッピング 商品販売又はサービスの提供（不動産及び権利義務 [に関すること] を含む。）のために、対価を得て、テレショッピング・チャンネル、テレショッピング枠及びテレショッピング・スポット⁽⁷⁾の方式で行われる、公衆に対する直接的な提供物の番組
 11. プロダクト・プレースメント 販売の促進を目的に、対価若しくは同様の反対給付を得て、商品製造者若しくはサービス提供者の商品、サービス、名称、商標 [又は] 事業について、番組の中で [特定の商品等であることを] 明示して言及し、又は表示すること。商品又はサービスの無償提供は、当該商品又はサービスが重大な価値を有する場合には、プロダクト・プレースメントとなる。
 12. 放送サービス・パッケージ 放送サービス及びデジタル技術により電子的放送サービス・ガイドを使用して送信されるサービスのパッケージ
 13. プラットフォーム提供者 デジタル伝送容量又はデジタルデータストリームを用いて、放送及びこれと同等のテレメディア（公衆向けのテレメディア）を、第三者のものも含めて全体としてアクセス可能とすることを目的として、これらの提供物をまとめる者又はまとめるための選択について決定する者。ただし、放送又はこれと同等のテレメディアを専ら販売する者は、プラットフォーム提供者ではない。
 14. 放送事業者 放送サービスをその内容に責任を負って提供する者
 15. 情報提供については、特に次に掲げるものをいう。ニュース・事件、政治情報、経済、外国からの報告、宗教に関すること、スポーツ、地域情報、社会ニュース、サービス及び現代史
 16. 教養については、特に次に掲げるものをいう。学術・技術、生活・助言、神学・倫理、動物・自然、社会、児童・青少年、教育、歴史及び諸外国
 17. 文化については、特に次に掲げるものをいう。舞台作品、音楽、テレビドラマ、テレビ映画・ラジオドラマ、美術、建築、哲学・宗教、文学及び劇場映画
 18. 娯楽については、特に次に掲げるものをいう。寄席・喜劇、映画、連続番組、ショー、トークショー、ゲーム、音楽
 19. 番組に関連したテレメディアについては、次に掲げるものをいう。具体的な番組の背景情報を含む内容の理解に資する提供物であって、各番組のために利用された資料及び原典が引用されており、かつ、テーマ及び内容に関して番組を掘り下げるのを助け、番組に付随するものであるが、第11f条第3項に規定する独自の提供物の作成又は変更には当たらないもの
 20. 準プレス提供物 印刷メディアの電子版のみでなく、その形態及び内容が新聞又は雑誌に準じている、ジャーナリズム的編集が行われた全ての提供物
- (3) 次に掲げる提供物は、放送ではない。

(7) テレショッピング枠とテレショッピング・スポットは、その長さによって区別される。テレショッピング枠が最低でも15分の長さを有するのに対し、テレショッピング・スポットは、90秒以内とされる。Werner Hahn und Thomas Vesting, (Hrsg.), *Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht: Rundfunkstaatsvertrag, Jugendmedienschutz-Staatsvertrag, Rundfunkgebührenstaatsvertrag, Rundfunkbeitragsstaatsvertrag, Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag*, 3. Aufl., München: C.H.Beck, 2012, S.1169.

1. いかなる場合にも 500 人未満の同時に受信する利用者に提供されるもの
2. 受信機の記憶媒体から直接再生するためのもの
3. 専ら個人的又は家庭内の目的のために利用されるもの
4. ジャーナリズム的編集が行われていないもの
5. 個別料金の支払によってその都度起動する番組によって構成されるもの

第 3 条 一般原則

- (1) ドイツ連邦共和国公共放送連盟（ARD）を構成する州放送協会、第 2 ドイツテレビ（ZDF）、ドイチュラントラジオ及び全国に放送サービスを送信する全ての放送事業者は、その提供物において、人間の尊厳を尊重し、及び保護しなければならない、住民の道徳的及び宗教的な信条を、尊重しなければならない。提供物は、生命、自由及び身体の不可侵性並びに他者の信仰及び意見に対する尊重の強化に貢献するものとする。〔この規定は、〕提供物の編集に対する州法による更なる要求及びこの州間協定第 41 条の規定の適用を妨げない。
- (2) 第 1 項第 1 文に規定する放送事業者は、既に行っている関与に加えて、その技術的及び財政的な能力の枠内で、バリアフリーの提供物をより多く採用するものとする。

第 4 条 重要行事の放送

- (1) 大きな社会的意義を有する行事（重要行事）は、テレビ放送事業者自身又は第三者が、ドイツ連邦共和国において無料受信及び一般視聴が可能な 1 以上のテレビ放送サービスにおいて、生放送で（個別の行事が同時進行するために生放送ができない場合にあっては、わずかに時間をずらして）、行事を放映することができるということを、適切な条件の下に可能にする場合に限り、ドイツ連邦共和国で暗号化し、特別の対価を得てテレビで放映することが許される。当該条件の適切さについて見解の一致が存在しない場合には、当事者は、行事の前の適切な時期に、民事訴訟法第 1025 条以下に規定する仲裁手続を取り決めるものとし、テレビ放送事業者又は第三者が主張することができる理由により、仲裁手続の取決めが成立しなかった場合には、第 1 文に規定する放送は、適切な条件の下で可能でなかったものとみなす。一般に視聴可能なテレビ放送サービスとは、3 分の 2 を超える世帯において、事実上受信可能な放送サービスのみをいう。
- (2) この規定における重要行事とは、次に掲げるものをいう。
 1. オリンピックの夏季及び冬季の競技
 2. サッカーの欧州選手権及び世界選手権については、ドイツが出場する全ての試合並びにドイツの出場にかかわりなく、開幕試合、準決勝戦及び決勝戦
 3. ドイツサッカー連盟杯の準決勝戦及び決勝戦
 4. サッカードイツ代表の国内での試合及び遠征試合
 5. 欧州サッカー連盟の選手権（チャンピオンズリーグ、UEFA カップ）のドイツが出場する決勝戦複数の個別の行事から構成される重要行事の場合には、個別の各行事を重要行事とみなす。全ての州の州間協定によってのみ、この規定への行事の追加又は除外は許される。
- (3) 欧州連合のいずれかの加盟国が、欧州議会及び理事会指令 97/36/EG の文言によるテレビ放送事業の遂行に関する加盟国の所定の法規及び行政規則の調整のための理事会指令

89/552/EWG 第 3a 条の規定に基づき、重要行事の放映に関する規定を欧州委員会に報告し、かつ、当該委員会が報告から 3 月以内に異議を表明せず、当該加盟国の規定が欧州共同体の官報において公示された場合には、テレビ放送事業者が、官報において公示された当該加盟国の規定に基づき、無料で視聴可能な 1 つの放送サービスにおける伝送を可能にしているときに限り、当該加盟国に対して、重要行事を暗号化し、対価を得て放映することが許される。第 1 文の規定は、テレビ放送事業者が 1997 年 7 月 30 日より前に、当該加盟国に対し、暗号化し、対価を得て排他的に伝送する権利を取得した重要行事を他の加盟国に伝送する場合には適用しない。

- (4) 1998 年 9 月 9 日の改正議定書の文言による国境を越えるテレビに関する欧州協定を批准した国の規定が、同協定第 9a 条第 3 項に規定する手続に従い公示された場合には、この規制は、[この項の] 第 4 文の基準に従い、ドイツ連邦共和国における放送事業者に適用されるが、州首相 [会議] が 6 月の期限までに全会一致の議決により当該規制の承認を拒否した場合はこの限りでない。当該国の規定が基本法又は人権及び基本的自由の保護のための欧州条約に反する場合にのみ、承認を拒否することができる。同協定第 9a 条第 3 項に規定する手続に従い、ドイツ連邦共和国における放送事業者に適用される規定は、州の官報において公示されなければならない。テレビ放送事業者が、当該国の公示された規定に基づき、当該国において無料で視聴可能な 1 つの放送サービスにおいて伝送を可能にしている場合に限り、全州の官報における公示日のうち最終の公示日から、当該国に対して、重要行事を暗号化し、対価を得て放映することが許される。
- (5) 放送事業者が第 3 項及び第 4 項の規定に違反した場合には、許可を撤回することができる。違反の是正について十分である限りにおいて、撤回に代えて、許可に対し付款を設けることができる。

第 5 条 短いニュース報道

- (1) 一般に公開され、かつ、一般的な情報取得利益が存在する催事及び行事について無償の短いニュース報道を行う権利は、欧州において許可を得ている全てのテレビ放送事業者が自ら放送するために有する。この権利は、第 2 項から第 12 項までの要件に従って、[当該催事及び行事に] アクセスし、短時間生放送し、録画し、個別の報道のために録画を編集し、及びこれを放送する権利を含む。
- (2) [前項の規定は、] 他の法律の規定、特に著作権及び人格の保護に関する規定の適用を妨げない。
- (3) 教会、他の宗教団体及びこれに準ずる任務を有する施設には、第 1 項の規定を適用しない。
- (4) 無償の短いニュース報道は、事象に即したニュースとしての短いニュース報道に限定される。[短いニュース報道として] 許可される長さは、当該催事又は行事のニュースとしての内容を伝えるために必要な長さに基づいて定められる。短い間隔で定期的に繰り返し行われる同種の催事⁽⁸⁾の場合には、[報道の] 長さの上限は、原則として 1 分半とする。同種の催事に関する複数の短いニュース報道を要約する場合には、この要約においてもニュースとしての性格を保持しなければならない。

(8) ここで想定されているのは、100m 走のようなスポーツ競技である。 *ibid.*, S.232.

- (5) 短いニュース報道を行う権利は、当該催事又は行事への妨害が回避可能である場合には、当該妨害が行われないうに行使しなければならない。伝送又は録画を制限し、又は排除しなければ、催事の実施が危うくなること又は催事の参加者の道徳感情が大きく害されることが想定される場合には、催事の主催者は、伝送又は録画を制限し、又は排除することができる。公共の安全及び秩序の理由があり、かつ、これらの理由が情報提供に係る公共の利益より重要な場合には、短いニュース報道を行う権利は排除される。その他、[この規定は、] 催事の伝送又は録画を全体として排除する主催者の権利を妨げない。
- (6) 催事的主催者は、短いニュース報道を行う権利の行使に対して、一般の入場料を請求することができ、[テレビ放送事業者は、] その他についても、当該権利の行使により生ずる必要経費を主催者に対して補償しなければならない。
- (7) 職業として実施される催事に関して短いニュース報道を行う権利の行使に対して、主催者は、短いニュース報道の性格に相応の公正な対価を請求することができる。対価の額について見解の一致が得られなかった場合には、民事訴訟法第 1025 条以下に規定する仲裁手続を取り決めるものとする。対価の額又は仲裁手続の実施に関して合意に至らないことにより、短いニュース報道を行う権利の行使は妨げられず、対価の額に関する係争中の法律上の争いについても、同様とする。
- (8) 短いニュース報道を行う権利を行使するためには、テレビ放送事業者が催事の開始の遅くとも 10 日前までに主催者に申し込むことを必要とする。主催者は、申込みを行ったテレビ放送事業者に対して、催事の開始の遅くとも 5 日前までに、伝送又は録画のための十分な空間及び設備があるか否かを通知しなければならない。予告時間の短い催事及び行事の場合には、[テレビ放送事業者は、] できる限り早期に申し込まなければならない。
- (9) 全ての申込みに応ずるには [伝送又は録画のための] 空間及び設備が足りない場合には、主催者又は行事の責任者と契約上の合意を結んだテレビ放送事業者が第一に優先される。その他の放送事業者については、主催者又は行事の責任者が選定する権利を有する。その際、当該催事又は行事が行われる州全域に対する放送の供給を保証するテレビ放送事業者に第一に応じなければならない。
- (10) 短いニュース報道を行うテレビ放送事業者は、立入許可を得ることができなかったテレビ放送事業者に対し、適切な費用の補償を得て、信号及び録画を直ちに提供する義務を負う。
- (11) 主催者又は行事の責任者がいずれかのテレビ放送事業者と報道に関する契約上の合意を結んだ場合には、当該主催者又は責任者は、他の少なくとも 1 つのテレビ放送事業者が短いニュース報道を行うことができるように配慮しなければならない。
- (12) 短いニュース報道に使用されなかった部分は、当該催事又は行事の終了後 3 月以内に廃棄しなければならない。廃棄については、当該主催者又は行事の責任者に対して文書で通知しなければならない。[廃棄までの] 経過期間は、第三者の正当な利益の行使により中断される。

第 6 条 欧州の放送制作、自社制作、委託制作及び共同制作

- (1) テレビ放送事業者は、文化財として及び視聴覚遺産の一部としてドイツ及び欧州の映画制作及びテレビ放送制作を確保することに貢献する。
- (2) ドイツ語圏及び欧州圏における多様性を表現するため並びに欧州の映画制作及びテレビ放送制作を振興するために、テレビ放送事業者は、劇映画、テレビドラマ、連続番組、ドキュ

メンタリー番組及び類似の番組のために予定された放送時間全体の主要部分を、欧州法に従い、欧州の制作に割り当てるものとする。

- (3) 総合テレビ放送サービスにおいては、ドイツ語圏及び欧州圏の自社制作、委託制作及び共同制作が相当な割合を占めるようにするものとする。専門テレビ放送サービスについて、その内容上の重点から見て可能な場合も同様とする。
- (4) 公共放送は、放送サービスの使命の範囲内において、かつ、経済性及び節約の原則を考慮した上で、放送サービス調達の質及び量の確保のために、反対給付を即時に求めることなしに映画の助成に参与する権限を有する。[この規定は、] 州法による更なる規制の適用を妨げない。

第7条 広告の原則、明示義務

- (1) 広告及びテレショッピングにおいては、次に掲げる事項を行ってはならない。
 1. 人間の尊厳を侵害すること。
 2. 性別、人種若しくは民族的出自、国籍、宗教若しくは信仰、障害、年齢又は性的指向を理由とする差別を内容とし、又は促進すること。
 3. 誤解を与えること又は消費者の利益を損なうこと。
 4. 健康又は安全を脅かし、及び著しく環境保護を脅かす行動様式を奨励すること。
- (2) 広告は、放送サービスの一部である。広告又は広告主は、広告以外の放送サービスの内容及び編集に影響を及ぼしてはならない。第1文及び第2文の規定は、テレショッピング・スポット、テレショッピング枠及びこれらの提供者に準用する。
- (3) 広告及びテレショッピングは、広告及びテレショッピングとして容易に識別することができなければならない、編集したコンテンツと区別することができなければならない。広告及びテレショッピングにおいては、潜在意識に影響を及ぼす技術を使用してはならない。広告及びテレショッピングは、新しい広告手法を使用する場合にも、メディアに応じて視覚的若しくは聴覚的な手段により又は位置的に、明確に他の番組部分から区別されなければならない。
- (4) 広告が広告以外の放送サービスと視覚的に明確に分離され、かつ、広告として明示されている場合には、放映される映像を広告で部分的に覆うことが許される。この広告は、第16条及び第45条に規定するスポット広告の時間枠に算入する。第7a条第1項の規定を準用する。
- (5) 長時間枠広告放送⁽⁹⁾は、広告としての性格が中心を占めることを識別することができ、かつ、広告が番組の主要な部分を構成している場合に、これが許される。長時間枠広告放送は、開始時に、長時間枠広告放送と予告しなければならない、広告時間全体にわたり、長時間枠広告放送と明示しなければならない。第1文及び第2文の規定は、テレショッピングにも適用する。
- (6) 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、番組に仮想広告⁽¹⁰⁾を挿入することが許される。
 1. 当該番組の開始時及び終了時にその旨を知らせる場合
 2. 中継地に既に存在する広告を仮想広告に置き換える場合

(9) 90秒以上の広告 (*ibid.*, S.303.)。インフォーマーシャルともいう。

(10) テレビなどの中継で、デジタル処理により実在しない画像を映し出す広告。

他の権利は、影響を受けない。第1文の規定は、テレショッピングにも適用する。

(7) 潜在広告、プロダクト・プレイスメント、テーマ・プレイスメント⁽¹¹⁾及びこれに準じた広告は、許されない。プロダクト・プレイスメントが第15条及び第44条において特例として許されている限りにおいて、当該プロダクト・プレイスメントは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

1. コンテンツ及び放送スケジュールに関する編集上の責任及び独立性が侵害されてはならないこと。
2. プロダクト・プレイスメントは、商品又はサービスの購入、使用賃貸借又は用益賃貸借を、特にこれらの商品又はサービスの販売を促進する特別な指示を行うことによって、直接的に促してはならないこと。
3. 製品が強調されすぎてはならないこと。これは、無償で提供される低価の財にも適用する。

プロダクト・プレイスメントであることは、明確に示されなければならない。プロダクト・プレイスメントは、番組の開始時及び終了時並びに広告による中断後の〔番組〕継続時又はラジオ放送において、同様の指示によって適切に明示されなければならない。放送事業者自身若しくは放送事業者と結合する企業が制作していない番組又は委託していない番組については、プロダクト・プレイスメントが含まれるか否かについて適切な費用で調べることができない場合には、明示義務はないが、その旨⁽¹²⁾を示さなければならない。ARDを構成する州放送協会、ZDF及び州メディア監督機関は、統一的な明示〔方法〕を定める。

(8) ニュース番組又は政治番組に定期的に出演している者は、テレビ広告及びテレビにおけるテレショッピングに登場してはならない。

(9) 政治的、世界観的又は宗教的な性質を有する広告は、許されない。第1文の規定は、テレショッピングに準用する。福祉のための募金の呼び掛けを含む無償の公共広告は、第1文にいう広告とみなさない。〔この規定は、〕第42条の規定の適用を妨げない。

(10) アルコール飲料のための広告及びテレショッピングは、アルコール飲料の過剰摂取を促進するものであってはならない。

(11) 全国への送信を委託され、又は許可された放送サービスにおける広告又はその他のコンテンツの全国規模でない送信は、全国規模でない送信を行う州の法がそれを許容している場合及びその範囲内に限り許される。全国に送信されない民間放送事業者の広告又はその他のコンテンツは、州法による特別の許可を要し、この許可には、法律で定めるべき内容上の要件を課することができる。

(12) 第1項から第11項までの規定は、テレショッピング・チャンネルにも適用する。

(11) テーマ・プレイスメントとは、金銭等の対価を得て、特定の製品等に関する広告的な表現を番組と一体化して行うことや、経済的、政治的、宗教的又は世界観的なテーマを、制作者ではない第三者（スポンサーなど）が設定することをいう。„Gemeinsame Richtlinien der Landesmedienanstalten für die Werbung, die Produktplatzierung, das Sponsoring und das Teleshopping im Fernsehen (WerbeRL/FERNSEHEN) (i.d.F. vom 18.September 2012)“, S.9. Niedersächsische Landesmedienanstalt website <http://www.nlm.de/fileadmin/dateien/infothek/pdf/II_07_Werberichtlinien_Fernsehen.pdf>

(12) プロダクト・プレイスメントが含まれているか否かについて適切な費用で調べることができないこと。Landtag Nordrhein-Westfalen, *Drucksache* 14/10436, 16.12.2009, S.32. <<https://www.landtag.nrw.de/portal/WWW/dokumentenarchiv/Dokument/MMD14-10436.pdf>>

第7a条 広告及びテレショッピングの挿入

- (1) 礼拝の伝送及び子ども向け番組は、広告又はテレショッピング・スポットによって中断されてはならない。
- (2) テレビにおいて、単独で送信される広告スポット及びテレショッピング・スポットは、例外でなければならず、スポーツ行事の伝送については、この限りでない。テレビにおける広告スポット又はテレショッピング・スポットの挿入は、番組の自然な中断並びに番組の長さ及び性格を考慮して番組の一体性を損なわないようにしなければならず、権利保有者の権利を侵してはならない。
- (3) 連続番組、シリーズ番組及びドキュメンタリー映画を除く映画、劇場映画並びにニュース番組は、最低でも30分間の計画された時間ごとに、テレビ広告又はテレショッピングで中断することができる。
- (4) 国境を越えるテレビに関する欧州協定を批准しているが欧州連合の加盟国ではない他の国の視聴者向けのテレビ放送において、広告又はテレショッピング・スポットが〔当該国に〕特定して、かつ、頻繁に行われている場合は、当該国でテレビ広告又はテレショッピングに対して適用される規定〔の適用〕が回避されてはならない。第1文の規定は、この州間協定における広告又はテレショッピングに関する規定が当該国の規定よりも厳格な場合、さらには当該国とこの分野に関して協定を締結した場合には、適用しない。

第8条 スポンサーシップ

- (1) 全部又は一部がスポンサーシップを受けている番組は、〔番組の〕開始時又は終了時に、スポンサーによる資金提供を受けていることを、正当と認められる長さ及び適切な方法で明示しなければならず、同様の長さ及び方法で動画により明示することも可能である。スポンサーの名称に加え、又はその代わりに、その社章若しくは商標、スポンサーの他のシンボル、製品若しくはサービスの提示又は他と区別し得る相応の印を挿入することができる。
- (2) スポンサーは、スポンサーシップを受けたコンテンツ及び放送スケジュールについて、放送事業者の編集上の責任及び独立性を損ねるような影響を与えてはならない。
- (3) スポンサーシップを受けた番組は、特に、スポンサー又は第三者の製品又はサービスを特別に指示することにより、これらの販売、購入又は賃借若しくは用益賃貸借を促してはならない。
- (4) 番組は、たばこ及びたばこに関連するその他の製品の製造又は販売を主たる業務としている企業のスポンサーシップを受けてはならない。
- (5) 医薬品又は医療機器等の製造又は販売を業務に含む企業による番組のスポンサーシップについては、社名又は企業のイメージのためにスポンサーとなることはできるが、医師の指示によってのみ入手することができる特定の医薬品又は医療機器等のためにスポンサーとなつてはならない。
- (6) ニュース番組及び政治番組は、スポンサーシップを受けてはならない。子ども番組及び宗教的な内容の番組で、スポンサーのロゴを示すことは禁止する。
- (7) 第1項から第6項までの規定は、テレショッピング・チャンネルにも適用する。
- (8) 第7条第1項、第3項及び第8項から第10項までの規定を準用する。

第8a条 懸賞

- (1) 懸賞番組及び懸賞は許される。懸賞番組及び懸賞は、透明性及び参加者保護の要請に従うものとする。懸賞番組及び懸賞は、誤解を与えるものであってはならず、参加者の利益を損なうものであってはならない。放送サービスの中で、特に、参加費用、参加資格、懸賞の仕組み及び出題された課題の解答についての情報を提供しなければならない。青少年保護という利益は守られなければならない。参加のための支払額は、0.50 ユーロ⁽¹³⁾までとしなければならない。[この規定は、] 第13条第3文の規定の適用を妨げない。
- (2) 放送事業者は、要求に基づき、監督を所轄する機関に対し、懸賞番組及び懸賞が規定に沿って実施されていることを検査するために必要な全ての書類を提出し、全ての情報を提供しなければならない。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、テレショッピング・チャンネルにも適用する。

第9条 情報提供義務、所轄の官庁

- (1) 州法上の放送協会は、要求に基づき、州法に規定する所轄の官庁に対し、国境を越えるテレビに関する欧州協定第6条第2項の規定に基づき、同項に規定する情報⁽¹⁴⁾を提供する義務を負う。[放送のための] 許可の付与が行われた州の州メディア監督機関に、要求に基づき当該情報を提供しなければならない民間テレビ放送事業者についても同様とする。州メディア監督機関は、当該情報をその法的監督を行う官庁に転送する。
- (2) 州首相 [会議] は、第1項に規定する官庁のうち、国境を越えるテレビに関する欧州協定第19条第2項及び第3項に規定する任務を遂行する1又は複数の官庁を議決により指定する。これらの官庁に対し、その任務の遂行のため、各州の所轄の官庁を通じて全ての必要な情報を伝達しなければならない。
- (3) 放送に関し、政府間国際組織及び国際的な機関に対する、法的拘束力を有する報告義務が州に存在する限りにおいて、第1項及び第2項の規定を準用する。第1文の規定は、テレショッピング・チャンネルにも適用する。

第9a条 情報提供を求める権利

- (1) 放送事業者は、官庁に対して情報の提供を求める権利を有する。情報の提供は、次に掲げるいずれかの場合に拒否することができる。
 1. それによって、係属中の手続の適正な遂行が阻止され、困難になり、遅延され、又は危険にさらされるおそれがある場合
 2. 秘密保持に関する規定に反している場合
 3. 優先される公共の利益又は保護に値する私的な利益を侵害する場合
 4. その量が要求し得る範囲を超えている場合
- (2) 官庁が放送事業者に情報を提供することを禁止する一般的な命令は、許されない。
- (3) 放送事業者は、公告の伝達の際に、[伝達の要求を] 申し入れている他の者との関係において、平等に取り扱われることを官庁に要求することができる。

(13) 1ユーロは、約133円（平成30年4月分報告省令レート）。

(14) 放送事業者の名称、所在地、法的地位、資本構成、資金の調達方法等に関する情報。

第9b条 消費者保護

- (1) 欧州議会及び理事会指令 97/36/EG（1997年7月30日付け官報 L202号 60ページ）の文言によるテレビ放送事業の遂行に関する加盟国の所定の法規及び行政規則の調整のための1989年10月3日の理事会指令 89/552/EEG（1989年10月17日付け官報 L298号 23ページ）第10条から第21条までの実施のためのこの州間協定の規定に関連して共同体内で違反があった場合には、EC消費者保護執行法⁽¹⁵⁾の規則を、[同法]第2条、第9条及び第12条を除いて準用する。第1文の規定は、テレショッピング・チャンネルにも適用する。
- (2) 放送事業者は、その提供全体の一環として、次に掲げる全ての情報を容易、直接かつ恒常的にアクセス可能にしなければならない。
 1. 名称及び住所
 2. 迅速かつ直接的な連絡及び効率的な対話を可能とする情報
 3. 所轄の監督者

第10条 ニュース報道、情報提供番組、世論調査

- (1) ニュース報道及び情報提供番組は、仮定の要素を用いる場合も含め、承認されたジャーナリズムの原則⁽¹⁶⁾を遵守しなければならない。ニュース報道及び情報提供番組は、独立かつ客観的でなければならない。ニュースは、その放送に先立ち、状況に応じて必要とされる入念さをもって、真実性及び情報源について審査されなければならない。論評は、ニュース報道と明確に区別し、その発言者名を付して論評であることを明示しなければならない。
- (2) 放送事業者によって実施された世論調査の報道の際には、それが代表性⁽¹⁷⁾のあるものであるか否かについて、明確に述べなければならない。

第2章 公共放送のための規定

第11条 使命

- (1) 公共放送協会の使命は、提供物の制作及び送信を通じて、個人及び公共の自由な意見形成の過程の媒介者及び因子として活動し、並びにそれを通じて社会の民主的、社会的及び文化的な需要を満たすこととする。公共放送協会は、その提供物において、全ての重要な生活領域における世界、欧州、国及び地域の出来事について、包括的な概観を提供しなければならない。公共放送協会は、これを通じ、国際理解、欧州統合並びに連邦及び州における社会的な結束を促進するものとする。その提供物は、教養、情報提供、助言及び娯楽に資するものでなければならない。その提供物は、特に文化に対し貢献しなければならない。娯楽もまた、公共放送の提供物の特徴を有するものとする。

(15) EG-Verbraucherschutzdurchsetzungsgesetz vom 21. Dezember 2006 (BGBl. I S. 3367), das zuletzt durch Artikel 4 Absatz 48 des Gesetzes vom 18. Juli 2016 (BGBl. I S. 1666) geändert worden ist.

(16) ジャーナリズムの原則は、放送州間協定第3条のほか、民法典などの一般的な諸法令又はその他のメディア法上の規定に見られるものであり、放送を通じた情報の収集及び発信の合法性及び許可される事項についてあらかじめ定めるものである。第10条第1項第1文それ自体は、ジャーナリズム報道の原則を新たに規定するものではない。Hahn und Vesting, (Hrsg.), *op.cit.*(7), S.442.

(17) 調査対象全体から抽出した一部の標本ないし調査結果が、全体の傾向等を反映している（代表している）ことを代表性という。社会科学的方法によって、全体の現象、傾向又はこれに類するものの本質又は特性を表現しているとき、調査に代表性があるとされる。*ibid.*, S.453.

- (2) 公共放送協会は、その使命を果たすに当たって、ニュース報道の客観性及び不偏不党の原則、意見の多様性並びにその提供物の調和を考慮しなければならない。
- (3) 公共放送協会は、その使命を果たすため、協力することができ、その協力について、公法上の協定において定める。

第 11a 条 提供物

- (1) 公共放送の提供物は、この州間協定及び各州法の規則に従った放送サービス（ラジオ放送サービス及びテレビ放送サービス）及びテレメディアとする。公共放送は、放送サービスに関連する内容の放送サービスに付随する印刷物を提供することができる。
- (2) 異なる伝送手段により同時に送信される放送サービスは、数量として1つの提供物とみなされる。

第 11b 条 テレビ放送サービス

- (1) ARD を構成する州放送協会は、次に掲げるテレビ放送サービスを共同で行う。
 1. 総合放送サービス「第 1 ドイツテレビ（第 1）」
 2. 附則として添付されている構想を基準とした追加提供物、すなわち、次に掲げる 2 つの放送サービス
 - a) 「ターゲスシャウ 24」
 - b) 「第 1 フェスティバル」
- (2) ARD を構成する個別又は複数の州放送協会は、次に掲げるテレビ放送サービスを、各州法の基準に従って実施する。
 1. 地域別放送番組を含む第 3 テレビ放送サービス⁽¹⁸⁾であって、次に掲げる州放送協会によるもの
 - a) バイエレン放送（BR）
 - b) ヘッセン放送（HR）
 - c) 中部ドイツ放送（MDR）
 - d) 北ドイツ放送（NDR）
 - e) ラジオ・ブレーメン（RB）
 - f) ベルリン・ブランデンブルク放送（RBB）
 - g) 南西ドイツ放送（SWR）
 - h) ザールラント放送（SR）
 - i) 西部ドイツ放送（WDR）
 2. BR による教育中心の専門放送サービス「ARD アルファ」
- (3) ZDF は、次に掲げるテレビ放送サービスを行う。
 1. 総合放送サービス「第 2 ドイツテレビ（ZDF）」
 2. 附則として添付されている構想を基準とした追加提供物、すなわち、次に掲げる 2 つの放送サービス

(18) 各州放送協会の、州向けの総合編成の放送サービスであり、全体で7つの放送サービスがある（共同で制作している放送協会が2組あるため）。「第 3」の名称は ZDF（第 2 ドイツテレビ）の開設後に、各州放送協会が放送を開始したという歴史的経緯によるものである。『NHK データブック世界の放送』 2017, p.171; *ibid.*, S.519.

a) 「ZDF 情報」

b) 「ZDF ネオ」

- (4) ARD を構成する州放送協会及び ZDF は、次に掲げるテレビ放送サービスを共同で行う。
1. 欧州の公共放送事業者が参加する文化中心の総合放送サービス「3sat」
 2. 欧州の公共放送事業者が参加する総合放送サービス「arte—欧州文化チャンネル」
 3. 専門放送サービス「フェニックス—時事ドキュメンタリー・チャンネル」
 4. 専門放送サービス「KI.KA—子どもチャンネル」
- (5) これまで専らデジタルで送信された放送サービスをアナログで送信することは、許されない。

第 11c 条 ラジオ放送サービス

- (1) ARD を構成する州放送協会は、各州法に基づき、各々の提供地域について、単独で、又は複数でラジオ放送サービスを行うが、全国向けのラジオ放送サービスは、実施しない。専らインターネットにおいて送信されるラジオ放送サービスは、第 11f 条の規定に従って実施される手続の基準に基づいている場合にのみ、許される。
- (2) ARD を構成する放送協会の地上波で送信されるラジオ放送サービスの総数は、2004 年 4 月 1 日時点において地上波で送信されていたラジオ放送サービスの数を超えてはならない。各州放送協会が「放送サービスを」供給する州の数と同数のデジタル地上波ラジオ放送サービスを追加的に行うことを、州法で定めることができる。総額では追加支出が生じず、かつ、放送サービスの総数が増加しない場合には、地上波ラジオ放送サービスを他の地上波ラジオ放送サービスに置き換え、また、1 つの共同放送サービスにも置き換えることを、各州法で定めることができる。共同放送サービスは、それぞれ、参加する放送協会の 1 放送サービスとして算定される。放送サービスの地域別放送番組は、影響を受けない。デジタル技術により送信される放送サービスをアナログ技術により送信される放送サービスに置き換えることは、許されない。
- (3) ドイチュラントラジオは、情報提供、教養及び文化の領域に重点を置いて、次に掲げるラジオ放送サービスを行う。
1. 放送サービス「ドイチュラントフンク」
 2. 放送サービス「ドイチュラントフンク文化」
 3. 附則として添付されている構想を基準としたデジタル技術により送信される放送サービスで、特に、ドイチュラントラジオ州間協定第 5 条第 2 項に規定する可能性⁽¹⁹⁾に基づく「ドイチュラントフンク・ノヴァ」。ARD を構成する州放送協会は、このためにドイチュラントラジオと協力する。
 4. 第 11f 条に規定する手続に基づく前 3 号に掲げる放送サービスを内容とするラジオ放送サービスであって、専らインターネットにおいて送信されるもの
- (4) ARD を構成する州放送協会及びドイチュラントラジオは、全ての放送協会が全体として行うラジオ放送サービスの一覧を、2010 年 1 月 1 日を第 1 回として、毎年、州の公報において

(19) 同項は、ドイチュラントラジオと ARD 及び ZDF との協力について定め、これらの放送協会との共同制作についても規定している。

公表する。

第 11d 条 テレメディア

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、ジャーナリズム的編集の場を提供し、かつ、ジャーナリズム的編集が行われるテレメディアを提供する。
- (2) 第 1 項に規定する任務は、次に掲げるものの提供を含む。
 1. 放映後 7 日以内のオンデマンドの放送番組、第 4 条第 2 項に規定する重要行事並びにサッカーブンデスリーガ 1 部及び 2 部の試合の 24 時間後までのオンデマンドの番組
 2. 具体的な番組内容に関連した番組終了後 7 日以内のテレメディアであって、各番組のために利用された資料及び原典が引用されており、かつ、テーマ及び内容に関して番組を掘り下げるのを助け、番組に付随するものであるが、第 11f 条第 3 項に規定する独自のテレメディア提供物には当たらないもの。この番組に関連したテレメディアは、第 11f 条第 1 項に準じてテレメディア構想に記載しなければならない、事前予告は許される。
 3. 第 1 号前半⁽²⁰⁾及び第 2 号に規定する期間の満了後の番組及び番組に関連したテレメディア並びに第 11f 条に規定する実施手続の基準に基づく番組に関連しないテレメディア。テレメディア構想では、提供物に応じて提供期間を限定しなければならない、番組に関連しない準プレス提供物は許されない。
 4. 第 11f 条の規定に従い作成され、テレメディア構想の基準に基づく現代史及び文化史的コンテンツの無期限のアーカイブ
ただし、第 16a 条から第 16e 条までの基準に基づく提供物は影響を受けない。
- (3) テレメディア提供物を介して、全ての住民集団に対し、情報社会への参加を可能とさせ、方向付けの支援を提供し、並びに全ての世代及び少数派の技術的メディアリテラシー及び内容的メディアリテラシーを向上させるものとする。番組に関連したテレメディアの場合には、特定の番組への時間的及び内容的な関連が、各テレメディア提供物において示されなければならない。
- (4) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、電子ポータルサイトで提供物を提供し、電子的番組ガイド⁽²¹⁾の下でその放送サービスを統合する。
- (5) 広告及びスポンサーシップは、テレメディアでは許されない。委託制作ではなく購入した劇映画及びテレビ連続放送番組シリーズを、オンデマンドで提供することは、許されない。地方全体を報道対象とする地方ニュース報道は、テレメディアでは許されない。この州間協定の附則に掲げる提供方式は、テレメディアでは許されない。

第 11e 条 規約、指針、報告義務

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、それぞれの任務の実施の詳細並びに提供の構想の作成手続及びテレメディアの新規作成又は変更の手続についてそれぞれ規約又は指針を定める。規約又は指針には、評議会決定の独立性を保障するための規則を含む。規約又は指針は、州の公報において公表されなければならない。

(20) 「放映後 7 日以内のオンデマンドの放送番組」を指す。

(21) 電子的に提供される番組情報・番組表のこと。

- (2) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、2004年10月1日を第1回として2年ごとに、それぞれの任務の達成に関して、現行の提供物の品質及び数量に関して、並びにそれぞれが企画する提供物の重点に関して、報告書を公表する。
- (3) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオの業務報告書においては、これらの放送協会に会社法上従属している制作会社及び独立している制作会社との共同制作の量についても記述しなければならない。

第11f条 テレメディア構想及びテレメディアの新規作成又は変更

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、企画する提供物の対象集団、内容、方針及び提供期間をそれぞれテレメディア構想において詳しく記述することにより、第11d条第2項第1文第3号及び第4号に規定するテレメディアの内容方針を具体化する。
- (2) 全てのテレメディアの記述は、KEF⁽²²⁾による財政需要の追検査を可能とするものでなければならない。
- (3) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、個々の場合においてどのような場合がテレメディア提供物の新規作成又は変更にあたるのかという問題を決定する際に適用する統一基準を、規約又は指針に定めるものとし、どのような場合がテレメディア提供物の新規作成又は変更にあたるのかは、[次項]以下の手続で審査しなければならない。提供物の内容の方針全体又は目指す対象集団を変更する場合には特に、提供物の変更にあたる。
- (4) 提供物の新規作成又は現行の提供物の変更が第1項によって企画される場合には、企画する提供物の新規作成又は変更が任務に含まれることを、放送協会は所轄の評議会に対して説明しなければならない。次に掲げる事項全てを説明しなければならない。
 1. 提供物が社会の民主的、社会的及び文化的な需要に合致する程度
 2. 提供物によって品質の点でジャーナリズムの競争に貢献する範囲
 3. 提供物に必要とされる財政的負担その際には、現存する無料で視聴可能な提供物の数量及び品質並びに企画する提供物の市場に対する影響及び意見形成作用を、既存の比較可能な提供物（公共放送のものを含む。）に照らして、考慮しなければならない。提供が行われる予定期間を説明しなければならない。
- (5) 第4項の要求について、提供物の新規作成又は変更を実施する前に、所轄の評議会は、適切な方法、特にインターネットにより、第三者に意見表明の機会を与えなければならない。意見表明の機会は、計画の公表から6週間以上の期間内とする。放送協会の所轄の評議会は、受理した意見表明を審査しなければならない。所轄の評議会は、決定を行うため、各放送協会の費用により、独立の専門家に鑑定人としての助言を求めことができ、市場に与える影響について、鑑定人としての助言を求めなければならない。鑑定人の氏名は、公表されなければならない。鑑定人は、その他の情報提供を得、及び[第三者による]意見表明を知ることができ、鑑定人は直接、意見表明の送付を受けることができる。
- (6) 提供物の新規作成又は変更の実施が第4項の要件に合致するか否かの決定には、所轄の評議会の出席委員の3分の2以上、少なくとも法定の委員の過半数を必要とする。決定には、

(22) 第14条第1項参照。

理由が示されなければならない。決定理由において、受理した意見表明及び鑑定人から得られた助言を考慮した上で、提供物の新規作成又は変更が任務として妥当か否かが説明されなければならない。各放送協会は、鑑定人から得られた助言を含む審査の結果を、業務上の秘密を保護した上で、計画の公表と同じ方法によって、公表しなければならない。

- (7) 公表の前に、法的監督を所轄する官庁に、法的監督の審査に必要な全ての情報を提供し、及び書類を提出しなければならない。第5項及び第6項に規定する手続の終了後、かつ、法的監督を所轄する官庁による審査の後に、当該州の公報に提供物の新規作成又は変更を記述し、公表しなければならない。

第11g条 青少年向け提供物

- (1) ARDを構成する州放送協会及びZDFは、放送及びテレメディアを含む青少年向け提供物を共同で提供する。青少年向け提供物は、対象集団としての若年者の生活の現実及び利益を内容の中心に置き、これを通じて第11条に規定する公共放送の使命を果たすことに貢献するものとする。この目的のために、ARDを構成する州放送協会及びZDFは、特に、青少年向け提供物のための独自の視聴覚的コンテンツを制作し、又は制作させ、及び青少年向け提供物のためのコンテンツの利用権を獲得するものとする。青少年向け提供物は、ジャーナリズム的編集の場を提供し、かつ、ジャーナリズム的編集が行われる双方向的な提供方式をとり、及び利用者自身が操作することができるコンテンツを提供するものとする。
- (2) 青少年向け提供物は、対象集団の民主的、社会的及び文化的な需要の充足のために、内容的及び技術的に「変化に対し」動的で、かつ、発展可能な形態で編集され、及び送信されなければならない。対象集団に適した双方向的な利用者との対話及び利用者の参加を恒常的に可能とすることによっても、この目的に貢献するものとする。
- (3) この州間協定の基準に従った、ARDを構成する州放送協会及びZDFの他の提供物は、青少年向け提供物と内容的及び技術的にネットワーク化されるものとする。青少年向け提供物の独自のコンテンツがARDを構成する州放送協会又はZDFの他の提供物においても利用される場合には、他の提供物に適用されるこの州間協定の基準（テレメディア構想がある場合にあっては、その基準も含む。）が尊重されなければならない。
- (4) 青少年向け提供物のコンテンツの提供期間は、若年者の生活の現実及び利益を写し出し、対象集団に属する各世代の民主的、社会的及び文化的な需要を満たすように、ARDを構成する州放送協会及びZDFにより決定されなければならない。提供期間の決定の原則は、ARDを構成する州放送協会及びZDFにより、定期的に審査されなければならない。委託制作ではなく購入した劇映画及び連続放送番組シリーズの提供期間は、適切な期間に制限しなければならない。
- (5) 広告、スポンサーシップ、地方全体を報道対象とする地方のニュース報道、青少年向け提供物に関連しない準プレス提供物、独自のラジオ放送サービス及びこの州間協定の附則に青少年向け提供物のため「の禁止事項として」掲げられる提供方式は、青少年向け提供物において許されない。対象集団に届けるために、ジャーナリズム的編集を理由として、ARDを構成する州放送協会及びZDFにより青少年向け提供物のために設立された独自のポータルサイト以外で青少年向け提供物の送信を行う場合には、ARDを構成する州放送協会及びZDFは、第1文の条件の遵守に配慮するものとする。ARDを構成する州放送協会及びZDFは、特に、

青少年メディア保護及びデータ保護の具体化のために、この送信手段に関する統一指針を定めなければならない。青少年向け提供物は、放送周波数（ケーブル、衛星、地上波）によって送信してはならない。

(6) ARD を構成する州放送協会及び ZDF は、共同で、青少年向け提供物について、第 11e 条第 2 項の規定に従い公表すべき報告書において、特に次に掲げる事項を全て記述しなければならない。

1. 青少年向け提供物の公法上の任務の達成への特別の貢献
2. 対象集団に達していること、対象集団に適した対話及び対象集団の参加が恒常的に可能であること。
3. 第 4 項に規定する提供期間の審査の結果
4. 第 5 項第 2 文及び第 3 文に規定する青少年向け提供物のために設立された独自のポータルサイト以外の送信手段の利用
5. ドイツ及び欧州において青少年向け提供物のために制作されたコンテンツの各々の割合
6. 青少年向け提供物のための自社制作、委託制作並びに購入した劇映画及びテレビ連続放送番組シリーズのために獲得した利用権の各々の割合

第 12 条 十分な資金の提供、財政調整の原則

- (1) 公共放送は、憲法に基づく任務及び法律に定める任務を遂行することができるように、資金が提供されなければならない。資金の提供は、特に公共放送の存続及び発展を保障しなければならない。
- (2) 州放送協会間の財政調整は、ARD の財政制度の一部であり、特にザールラント放送及びラジオ・ブレーメンが、十分に任務を遂行することを保障する。財政調整の規模及び放送負担金に応じた調整は、放送財源州間協定⁽²³⁾によって決定する。

第 13 条 資金調達

公共放送は、放送負担金、放送広告による収入及びその他の収入によって資金を得、主要な収入源は放送負担金とする。その使命の範囲内の放送サービス及び提供物に対する特別な対価は、許されないが、附属資料についてはこの限りでない。電話付加価値サービス⁽²⁴⁾の提供物から収入を得ることは許されない。

第 14 条 公共放送の財政需要

- (1) 公共放送の財政需要は、ARD を構成する州放送協会、ZDF 及び公法上の社団であるドイツラントラジオの需要の申請に基づき、独立した [公共] 放送財政需要審査・調査委員会 (KEF) が、定期的に、経済性及び節約の原則（これらに関連する合理化の可能性を含む。）を考慮して、審査し、かつ、調査しなければならない。
- (2) 財政需要の審査及び調査の際には、特に、次に掲げる事項を基礎としなければならない。
 1. 現行の放送サービスの競争力のある継続及び全州の州間協定により許可を得たテレビ放

(23) Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag (RFinStV) vom 26. August bis 11. September 1996.

(24) 特別な電話番号 (0900 番等) を用いて、電話回線を通じて提供されるサービスで、距離や時間ではなく通話内容に応じて課金されるもの。

送サービス（存続に関連する需要）

2. 州法に基づく許可を得た新規の放送サービス、放送サービスの制作及び送信における新しい放送技術の可能性に関与すること並びに新しい形式の放送を実施する可能性（発展の需要）
 3. 一般的な費用の推移及びメディア領域における特別な費用の推移
 4. 負担金収入、広告収入及びその他の収入の推移
 5. 設備、利息及びADRを構成する州放送協会、ZDF又はドイチュラントラジオにおいて、年間総収入が、その使命を果たすために必要な総支出額を超えたことによって生じた余剰の目的を指定した使用
- (3) 財政需要の審査及び調査の際には、高度な客観性を確保するものとする。
- (4) 負担金額の決定は、州間協定に従って実施する。

第14a条 会計検査院⁽²⁵⁾の報告

[会計] 検査の実施を管轄する会計検査院は、州放送協会、ZDF又はドイチュラントラジオ（これらの出資先企業を含む。）の検査の結果を、所轄の[放送協会の]各会長、放送協会の所轄の各監督評議会及び検査された出資先企業の取締役会並びにKEFに報告する。当該会計検査院は、各放送協会の会長及び出資先企業の取締役会に対し、検査の結果に対する意見表明の機会を提供し、及び当該意見表明を考慮する。これに基づいて作成された検査の結果に関する最終的な報告書を、所轄の会計検査院は、当該放送協会を擁する州の州議会及び州政府並びにKEFに提出し、引き続きこれを公表する。その際、会計検査院は、検査された出資先企業の競争能力を損ねないように、並びに特に営業上及び業務上の秘密が守られるように留意しなければならない。

第15条 許容されるプロダクト・プレイスメント

第7条第7項第1文の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、放送におけるプロダクト・プレイスメントは許容される。

1. 放送事業者自身若しくは放送事業者と結合する企業が制作又は委託を行っていない劇場映画、映画及び連続番組並びにスポーツ番組及び軽娯楽番組の中で行われる場合。ただし、子ども向け番組を除く。
2. 単に制作小道具及び賞品として、特定の商品又はサービスが番組で使われる際に無償で提供され、対価が支払われない場合。ただし、ニュース、時事的な政治番組、相談番組、消費者向け番組、子ども向け番組又は礼拝の伝送を除く。

特に、娯楽の要素はあるが主として情報提供の性格を有する番組、娯楽の要素を含む消費者向け番組及び相談番組は、軽娯楽番組には含まれない。

第16条 広告の放送時間及びスポンサーシップ

- (1) ARDの第1テレビ放送サービス及び放送サービス「第2ドイツテレビ」における総広告時間は、年平均で平日1日当たり各々最長20分までとする。プロダクト・プレイスメント及び

(25) ドイツには連邦会計検査院(Bundesrechnungshof)のほかに各州に会計検査院(Rechnungshof)がある。『外国調査資料第136号』[会計検査院]調査課国際業務室、1995、pp.6、36。

スポンサー告知の放送時間は、許容される広告時間には含まれない。[許容される] 広告時間全てを使用しなかった場合には、平日1日当たり最長5分までは事後に補完することができる。20時以降並びに日曜日及び全国で認められた祝日には、広告放送を行ってはならない。[この規定は、] 第17条の規定の適用を妨げない。

- (2) ARD 及び ZDF による他の全国放送のテレビ放送サービス並びに第3 テレビ放送サービスにおいては、広告は放送しない。
- (3) テレビ放送におけるスポット広告の長さは、1時間につき20パーセントを超えてはならない。
- (4) 放送協会が自らの放送サービス及び番組並びにこれらから直接派生した附属資料に関して行う告知、福祉のための募金の呼び掛けを含む無償の公共広告並びに法律により義務付けられた告知は、広告とみなさない。
- (5) 州は、州放送協会に対し、年平均で平日1日当たり90分までラジオで広告を放送することを認める権限を有するが、1987年1月1日時点におけるこれと異なる州の広告時間数及び1日の中での広告時間の配置の制限は、維持することができる。
- (6) スポンサーシップは、20時以降並びに日曜日及び全国で認められた祝日にはテレビにおいて行われませんが、第4条第2項に規定する重要行事の伝送におけるスポンサーシップについては、この限りでない。

第16a条 商業活動

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、商業活動を行う権限を有する。商業活動は、[市場における] 競争において第三者にも成果を提供する活動であって、特に、広告及びスポンサーシップ、利用活動⁽²⁶⁾、商品化、第三者のための制作及び第三者への放送施設の賃貸である。これらの活動は、市場の諸条件の下でのみ行うことができる。商業活動は、法律上独立した子会社によって行われなければならない。市場における重要性が低い場合には、商業活動は、放送協会自身が行うことができ、この場合には、分離勘定としなければならない。ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、商業活動を行う自らの子会社との関係において、市場に適合した行動をとらなければならない。子会社に対しても、商業活動の場合と同様に、相応の諸条件を遵守しなければならない。
- (2) 活動範囲は、活動の開始前に、放送協会の所轄の評議会によって許可されなければならない。その審査には、次に掲げる点が全て含まれる。
 1. 独立当事者間原則⁽²⁷⁾を含む、市場に適合した諸条件の遵守の根拠となる活動種類及び活動規模（市場適合性）の記述
 2. 民間の競争相手の提供物との比較
 3. 分離勘定の基準
 4. 実効性のある統制の基準

(26) 放映した番組を第三者に販売するといった再利用の活動などを指す。

(27) アームズ・レングス・ルールともいう。税制や通商法などで、互いに支配・従属関係のない当事者間において成立するであろう取引条件や価格を基準とする考え方。

第 16b 条 企業に対する出資

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイチュラントラジオは、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、営業その他の経済的な目的を有する企業に直接的又は間接的に出資することができる。
 1. 出資が、放送協会の法律上の使命と実質的な関連を有する場合
 2. 企業が法人の法形態を有する場合
 3. 企業の定款が監査役会又はこれに相当する機関を定めている場合出資が一時的にのみ行われ、かつ、番組の直接的な目的に役立つ場合には、第 1 文の要件を満たす必要はない。
- (2) 放送協会は、出資先企業において、適切な方法により、企業の経営管理に対して必要な影響力を、特に、合議制監督機関における相応の代表性を、確保しなければならない。当該企業における放送協会の活動については、商業上の諸原則を考慮して、公認会計士が検査を行わなければならない。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の規定は、放送協会により設立され、その持分を専ら放送協会が所有している私法上の法人に準用する。
- (4) 第 1 項及び第 2 項の規定は、放送協会による公益放送企業及び年金基金に対する出資に準用する。

第 16c 条 企業に対する出資の統制

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイチュラントラジオは、第 16b 条に規定する自らの出資に対し効果的な統制を保持しなければならない。[放送協会の] 会長は、それぞれ放送協会の所轄の監督評議会に、出資先企業の主要な出来事について、特にその財政の推移について、定期的に知らせなければならない。
- (2) 会長は、それぞれ所轄の監督評議会に、毎年、出資報告書を提出しなければならない。この報告書には、次に掲げる分野の記述が含まれる。
 1. 全ての直接的及び間接的な出資並びに放送協会にとってのその経済的重要性に関する記述
 2. 商業活動を伴う出資及び当該商業活動が州間協定上の基準を満たしていることの証明に関する個別の記述
 3. 特別な重要性を有する出来事を含む出資の統制に関する記述報告書は、それぞれ所轄の会計検査院及び州政府の法的監督機関に伝達しなければならない。
- (3) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイチュラントラジオを所轄する会計検査院は、放送協会が直接的に、間接的に、又は他の放送協会若しくは公法上の団体とともに過半を出資しており、かつ、その定款が会計検査院によるこの検査を規定している私法上の企業における経済運営を検査する。放送協会は、必要な規定が企業の定款に置かれるように配慮する義務を負う。
- (4) 複数の会計検査院が検査の権限を有する場合には、これらの会計検査院は、そのうちのいずれかに検査を委任することができる。

第 16d 条 商業活動の統制

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイチュラントラジオが第 16c 条第 3 項にいう過半の出資を行っている場合又は所轄の会計検査院が検査権を有する会社の場合には、放送協会は、会計検査院が一般的に有する検査権に加えて、出資先企業が所轄の会計検査院の了解が得られたときに限り年度決算検査人を任命するよう働きかける義務を負う。放送協会は、出資先企業が、年度決算検査において、所轄の各会計検査院によってその都度定められる追加質問事項に基づいて、その商業活動の市場適合性を決算検査人に検査させること及び当該検査の結果を決算検査報告とともに所轄の会計検査院に報告する権限を決算検査人に付与するように配慮しなければならない。この質問事項は、検査を所轄する会計検査院によって定められ、特に商業活動について州間協定の基準を遵守していることの証明を含む。放送協会は、必要な規定が出資先企業の定款に置かれるように配慮する義務を負う。公認会計士は、出資先企業の年度決算検査の証明をし、第 2 文及び第 3 文に規定する質問事項に関しても所轄の会計検査院に報告する。公認会計士は、[当該検査の] 結果及び決算検査報告を所轄の会計検査院に報告する。所轄の会計検査院は、当該検査を評価するとともに、あらゆる個別ケースにおいて当該出資先企業に対し自ら検査の措置をとることができる。補足検査によって追加的に生じた費用は、各出資先企業が負担する。
- (2) 第 16a 条第 1 項第 5 文に規定する市場における重要性が低い商業活動について、放送協会は、所轄の会計検査院の要請に基づき、第 1 項第 2 文、第 3 文及び第 5 文から第 8 文までの規定に準じた手続に配慮する義務を負う。市場適合性に関する規定の違反が、出資先企業又は放送協会自体の検査の際に確認された場合には、結果の報告について第 14a 条の規定が適用される。

第 16e 条 商業活動を行う出資先企業についての責任

ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイチュラントラジオは、商業活動を行う出資先企業について責任を引き受けてはならない。

第 16f 条 指針

ARD を構成する州放送協会及び ZDF は、第 7 条、第 7a 条、第 8 条、第 8a 条、第 15 条及び第 16 条の規定の実施のための指針を定める。第 8a 条についての指針には、特に未成年者の参加の条件を詳細に定めなければならない。ARD を構成する州放送協会及び ZDF は、このために州メディア監督機関の了解を得、この指針の適用について合同で経験に基づく情報交換を行う。第 7 条第 7 項及び第 15 条についての指針では、無償のプロダクト・プレイスメントが許される要件、大きさ及び量、制作者及び編集部の独立性を保障する方法並びに製品の不適切な強調を回避する方法を詳細に定めなければならない。第 1 文から第 4 文までの規定は、第 7 条、第 8a 条及び第 15 条の規定の実施のためのドイチュラントラジオの指針に準用する。

第 17 条 広告の変更

諸州は、公共放送における総広告時間、1 日の中での広告時間の配置の制限及び広告の平日限定に関して変更を合意することができる。

第 18 条 テレショッピングの排除

テレショッピングは、テレショッピング・スポットを除き、公共放送では行わない。

第 19 条 供給の使命

ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオは、適切な伝送手段の利用によりその法律上の使命を果たすことができる。伝送手段の選択の際には、経済性及び節約の原則を尊重しなければならない。これまで専らデジタルで送信されていた放送サービスをアナログで送信することは、許されない。

第 19a 条 異議の公表

ARD を構成する州放送協会、ZDF 及びドイツラントラジオの所轄の監督評議会は、[それぞれその] 会長に対し、法令違反があった場合に同評議会の異議を放送サービスの中で公表することを要求することができる。

第 3 章 民間放送のための規定

第 1 節 原則

第 20 条 許可

- (1) 民間放送事業者は、放送を行うために許可を必要とする。第 21 条から第 39a 条までの規定とは別に、全国に送信される放送の放送事業者の許可は、第 20a 条の規定を基準とし、その他については、許可は州法を基準とする。全国に送信される放送サービスの事業者の許可には、放送サービスのカテゴリー（総合放送サービス又は専門放送サービス）を指定しなければならない。
- (2) 電子的情報・通信サービスが放送に分類されるべき場合及びその限りにおいて、当該サービスの提供者は、許可を必要とする。この要件が満たされていることを所轄の州メディア監督機関が確認した場合には、提供者は、この確認を知らされた後、許可申請を遅滞なく行うか、又は 3 月以内に当該電子的情報・通信サービスを放送に分類され得ないような方法で提供するか、いずれかを選択しなければならない。電子的情報・通信サービスの提供者は、所轄の州メディア監督機関に対して、放送法上問題がないことの確認を求める権限を有する。
- (3) 番組が、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、州法により、簡易な許可手続を定めることができる。
 1. 公開行事の地域内で、かつ、当該公開行事と関連した時間に行われ、送信される場合
 2. 同一の目的のために利用される施設のために提供される番組が、当該施設に限り受信可能であり、かつ、当該施設において果たされるべき任務と機能的に関連している場合[この規定は、] 限定された数の住居のための番組又は 1 つの建築物若しくは連結された 1 つの複合建築物に限定された施設内での番組は許可を要しないとする州法の規定の適用を妨げない。
- (4) テレビ放送事業者の許可は、次に掲げる場合の全てに該当する場合には、拒否し、又は撤回することができる。

1. 当該事業者の放送サービスの全て又は主要部分が、国境を越えるテレビに関する欧州協定を批准している他の国の住民向けである場合
 2. 当該事業者が当該国の規定〔の適用〕を回避することを目的としてドイツ連邦共和国に所在地を置いた場合
 3. 当該事業者が回避を意図している当該国の規定が国境を越えるテレビに関する欧州協定の対象である場合
- 許可の拒否又は撤回に代えて当該許可に付款を附すことにより第1文に規定する回避を排除することができる限りにおいて、付款を附することができる。

第20a条 全国に送信される放送の放送事業者への許可の付与

- (1) 許可は、次に掲げる要件の全てを満たす自然人又は法人に対してのみ付与することができる。
1. 行為能力に制限がないこと。
 2. 公職に就任する能力を判決により失っていないこと。
 3. 基本法第18条の規定により自由な意見表明の基本権を喪失していないこと⁽²⁸⁾。
 4. 団体として禁止されていないこと。
 5. ドイツ連邦共和国、欧州連合の他の加盟国又は欧州経済領域に関する協定の他の締結国において住所又は所在地を有し、かつ、裁判所が訴追することができること。
 6. 法律の規定及びこれに基づき行われた行政行為を尊重して放送を行うことを保証すること。
- (2) 第1項第1号から第3号まで及び第6号に規定する要件は、法人の場合には、法定の代表者又は定款上の代表者によって満たされなければならない。株式会社の法形式の放送事業者には、株式会社の定款において、株式を、記名株式として又は記名株式及び議決権を有しない優先株式としてのみ発行することができる旨を定めている場合に限り、許可を付与することができる。
- (3) 教会及び大学を除く公法上の法人、その法定の代表者及び管理職並びに政党及び選挙人団体には、許可を付与してはならない。第1文に規定する者と株式法第15条⁽²⁹⁾にいう結合企業の関係にある企業についても同様とする。第1文及び第2文の規定は、外国の公的機関又は国家機関に準用する。

第20b条 インターネットにおけるラジオ放送

ラジオ放送サービスを専らインターネットにより送信する者は、許可を要しない。その者は、提供物について所轄の州メディア監督機関に届け出なければならない。ただし、第20a条の規定を準用する。

(28) 基本法第18条は、意見表明の自由等の基本権を、自由で民主的な基本秩序に敵対するために濫用する者が、当該基本権を喪失する旨を規定している。

(29) 株式法第15条では、様々な形式の結合企業として、過半数所有にある企業（同法第16条）、従属企業及び支配企業（同法第17条）、コンツェルン企業（同法第18条）、持分持合企業（同法第19条）並びに同法第291条及び第292条にいう企業契約の当事者が挙げられている。

第2節 手続法の規定

第21条 許可手続のための原則

- (1) 申請者は、許可申請の審査のために必要な全ての届出を行い、全ての情報を提供し、及び全ての書類を提出しなければならない。
- (2) 情報提供義務及び書類提出義務は、特に次に掲げる事項に及ぶ。
 1. 申請者に対して行われている第28条にいう直接的及び間接的な出資の報告並びに申請者及び申請者の株式法にいう結合企業における資本関係及び議決権の関係の報告
 2. 第1号に規定する出資者のうち、租税通則法第15条にいう親族についての届出。人若しくは人的会社又は法人組織の構成員の代表者についても同様とする。
 3. 申請者の定款及び定款上の規定
 4. 申請者に対して第28条にいう直接的又は間接的な出資を行った者の間に存在する取決めであって、共同放送の実施、信託関係並びに第26条及び第28条に規定する重要な関係に関するもの
 5. 第1号から第4号までの規定により提出された書類及び届出が完全なものであるとする申請者の書面による宣言
- (3) 許可手続の枠内における審査について、この州間協定の適用範囲外の出来事に関連する事実関係が重要である場合には、申請者は、この事実関係を明らかにし、及び必要な証拠資料を用意しなければならない。その際、申請者は、自らに存在する法的な可能性及び事実に基づく可能性を利用し尽くさなければならない。申請者が、自ら事実関係を明らかにすることはできない、又は証拠資料を用意することはできないと主張することは、場合によっては自らの状況の形成時に、自ら事実関係を明らかにし、若しくは証拠方法を用意する可能性を得ること又は認めてもらうことができたであろう場合には、これを行うことはできない。
- (4) 第1項から第3項までに規定する義務は、申請者に対し第28条にいう直接的若しくは間接的な出資を行い、当該申請者と結合企業の関係にあり、又は当該申請者に対し第26条及び第28条にいうその他の影響力を行使することができる自然人、法人又は人的会社に準用する。
- (5) 情報提供又は書類提出の義務を負う者が、所轄の州メディア監督機関が定める期限までに、第1項から第4項までに規定するその協力義務を果たさなかった場合には、許可申請を拒否することができる。
- (6) 許可手続の枠内において情報提供及び書類提出の義務を負う者は、申請後又は許可付与後の重要な事情の全ての変更を遅滞なく所轄の州メディア監督機関に報告する義務を負う。第1項から第5項までの規定を準用する。〔この規定は、〕第29条の規定の適用を妨げない。
- (7) 放送事業者及び当該放送事業者に対して第28条にいう直接的又は間接的な出資を行った者は、他の届出義務とは別に、暦年が終了した後にその都度、終了した暦年内に第28条に規定する重要な出資又は帰責の状況に関する変更があったか否か、及びどの程度の変更であったかについて、遅滞なく所轄の州メディア監督機関に申告する義務を負う。

第22条 情報入手権及び調査権限

- (1) 所轄の州メディア監督機関は、第26条から第34条までの規定から生ずる任務の遂行に必要な全ての調査を実施し、全ての証拠を集めることができる。所轄の州メディア監督機関は、

法規裁量により事実関係の調査に必要と考える証拠資料を用いる。所轄の州メディア監督機関は、特に次に掲げる事項を行うことができる。

1. 情報入手

2. 行政手続法第13条にいう関係者の事情聴取、証人及び専門家の尋問又は関係者、専門家及び証人の意見書の入手

3. 証書及び文書の入手

4. 実地調査

関係者による事実関係の解明では目標を達成できない場合又は成功が保証されない場合に限り、関係者以外の者から情報を入手するものとする。

(2) 証人及び専門家は、証言又は鑑定義務を負う。証人の証言義務又は専門家の鑑定義務、専門家の忌避に関する規定及び証人又は専門家としての公務員からの尋問に関する民事訴訟法の規定を準用する。証人及び専門家に対する補償には、司法報酬及び司法補償法を準用する。

(3) 所轄の州メディア監督機関は、[許可申請における]申告が完全であり、かつ、正しい旨の疎明のために、第21条第1項及び第4項の規定により情報提供及び書類提出の義務を負う者から、宣誓に代わる保証の提出を要求することができる。宣誓に代わる保証は、真実の探求のために他の手段がない場合、他の手段では結果が得られなかった場合又は他の手段では不合理な費用が発生する場合に限り、要求するものとする。

(4) 所轄の州メディア監督機関により第26条から第34条までの規定から生ずる任務の実施を委託された者は、通常の営業時間及び就業時間内に、第21条第1項、第3項及び第4項に規定する人及び人的会社の事務所及び敷地に立ち入り、並びに[この条]第5項に規定する文書を閲覧し、及び検査することができる。基本法第13条⁽³⁰⁾に規定する基本権は、この限りにおいて制約を受ける。

(5) 第21条第1項、第3項及び第4項に規定する人又は人的会社は、要求に基づき、第26条から第34条までの規定の適用にとって重要となり得る記録、帳簿、事務文書及びその他の証書を提出し、情報を提供し、並びに第4項に規定する措置の実施に必要な支援を行わなければならない。当該措置を妨げ、又は困難とする事前の措置は許されない。

(6) 情報提供の義務を負う者は、回答すると自らに又は民事訴訟法第383条第1項第1号から第3号までに規定する親族に、刑事訴追又は秩序違反法の手続が及ぶおそれがある質問に対しては、情報提供を拒否することができる。

(7) 搜索は、搜索が行われる地区を管轄する区裁判所の命令がある場合に限り、行うことができる。差し迫った危険がある場合には、第4項に規定する者は、営業時間内に、裁判官の命令なく、必要な搜索を行うことができる。搜索の理由、日時、場所及び結果の概要並びに裁判官の命令がなかった場合には、差し迫った危険を推定する根拠となった事実を所定の箇所に記録しなければならない。

(8) 搜索場所の占有者は、搜索に立ち会うことができる。占有者が不在の場合には、代理人又は他の証人を立ち会わせるものとする。搜索場所の占有者又はその代理人には、その求めに応じて、第7項第3文に規定する記録の写しを渡さなければならない。

(30) 同条は、住居の不可侵を定める。

第 23 条 公表義務及び他の提出義務

- (1) 全ての放送事業者は、その法形態にかかわらず、大規模な資本会社に適用される商法典の規定に従って、毎年、附属説明書を付した年度決算書及び状況報告書を当該事業年度の終了に引き続く 9 番目の月の末までに作成し、公示しなければならない。第 1 文の規定は、当該放送事業者への直接的出資者であって、第 28 条第 1 項第 1 文の規定により当該放送事業者の放送サービスが帰責するもの及び当該放送事業者への間接的出資者であって、第 28 条第 1 項第 2 文の規定により当該放送事業者の放送サービスが帰責するものに準用する。
- (2) これと同じ期限までに、放送事業者は、当該報告期間における放送サービスの調達先のリストを所轄の州メディア監督機関に提出しなければならない。

第 24 条 守秘義務

自然人、法人又は人的会社の人的関係及び物的関係に関する情報並びに営業上の秘密又は業務上の秘密であって、州メディア監督機関、その機関、その職員又はその委託を受けた第三者がその任務の遂行において知るところとなったもの又は他の方法で知ったものは、許可を得ずに公表してはならない。個人データが処理された限りにおいて、州法のデータ保護に関する規定を適用する。

第 3 節 意見の多様性の確保

第 25 条 意見の多様性、地域枠

- (1) 民間放送の内容は、主として意見の多様性を表すものでなければならない。政治的、世界的及び社会的に重要な勢力及び集団の発言は、総合放送サービスにおいて適切に取り上げなければならない。少数意見を考慮しなければならない。専門放送サービスは、これにかかわらず提供することができる。
- (2) 個別の放送サービスは、公共の意見形成に対して著しく偏った影響を与えてはならない。
- (3) 州メディア監督機関は、許可手続の枠内において、文化的な放送サービス番組の提供に関心を有する者も放送事業者に対して出資するように働きかけるものとする。出資の法的請求権はない。
- (4) 全国で送信される 2 大テレビ総合放送サービスにおいては、各州法を基準として、当該州の政治生活、経済生活、社会生活及び文化生活の出来事について時宜に応じた、かつ、信頼のおける報告を行う枠放送サービス⁽³¹⁾を、少なくとも、放送サービス活動の 2002 年 7 月 1 日時点の時間的及び地域区分の規模で、行わなければならない。基幹放送サービス事業者は、枠放送サービス事業者の編集上の独立性が保障されるような体制を確保しなければならない。枠放送サービス事業者には、別途許可を付与しなければならない。枠放送サービス事業者及び基幹放送サービス事業者は、互いに第 28 条にいう結合企業の関係にあってはならないものとするが、2009 年 12 月 31 日時点で存在する州法の規定が他の方法で独立性を保障する場合には、この限りでない。2009 年 12 月 31 日時点で存在する許可は、影響を受けない。

(31) 放送事業者から一定の時間枠を借りて放送するシステムで、一種のタイムシェアリングである。窓番組ともいう。石川明「放送における多元性の構造—西ドイツモデルとその変容—」『NHK 放送文化調査研究年報』31 号、1986、p.147。第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号の定義規定及び第 31 条も参照。

[この許可の] 更新は、許される。枠放送サービスの提供体制とともに、その財源は、基幹放送サービス事業者により確保されなければならない。州メディア監督機関は、関係する放送事業者の利益を考慮して、時間的及び技術的な観点から、枠放送サービスの提供体制を調整する。

第26条 テレビにおける意見の多様性の確保

- (1) 1つの企業（自然人、法人又は結社）は、ドイツ連邦共和国において、自身で、又は自身に帰責可能な企業を通じて、テレビでの放送サービスを数に限りを超えず全国で実施することができるが、[次項]以下の規定の基準による支配的な意見形成力を得る場合には、この限りでない。
- (2) 1つの企業に帰責可能な放送サービスの視聴者占拠率⁽³²⁾が年平均30パーセントに達した場合には、支配的な意見形成力が存在すると推定されるものとする。視聴者占拠率が25パーセントに達した場合であっても、当該企業がメディア関連の隣接市場において市場支配的な地位を占めるとき又はテレビ及びメディア関連の隣接市場における当該企業の活動を総合的に判断するとそのことにより生ずる意見形成に対する影響がテレビにおける視聴者占拠率30パーセントの企業の影響に相当するときは、同様とする。第2文の規定により基準とする視聴者占拠率を算定する際には、当該企業に帰責可能な総合放送サービスに第25条第4項に規定する枠放送サービスが含まれ、その視聴者占拠率が最大である場合には、実際の視聴者占拠率から2パーセントを減じ、第5項の基準に従う第三者のための放送時間が同時に含まれている場合には、実際の視聴者占拠率から更に3パーセントを減じる。
- (3) 1つの企業が、自らに帰責可能な放送サービスにより支配的な意見形成力を獲得した場合には、当該企業に帰責可能な放送サービスをそれ以上許可し、又は放送事業者に対する[当該企業に]帰責可能な更なる出資が行われたことを問題がないものとして認めてはならない。
- (4) 1つの企業が、自らに帰責可能な放送サービスにより支配的な意見形成力を獲得した場合には、所轄の州メディア監督機関は、メディア領域における集中調査委員会（KEK、第35条第2項第1文第3号）を通じて、当該企業に対して、次に掲げる措置のいずれかをとることを提案する。
 1. 当該企業の帰責可能な視聴者占拠率が第2項第1文に規定する限度を下回るまで、放送事業者に対する自らに帰責可能な出資を取りやめること。
 2. 第2項第2文の場合には、第2項第2文に規定する支配的な意見形成力がなくなるまで、メディア関連の隣接市場における市場支配的な地位を弱めること又は放送事業者に対する自らに帰責可能な出資を取りやめること。
 3. 自らに帰責可能な放送事業者において、第30条から第32条までにいう多様性を確保するための措置を行うこと。

KEKは、[当該企業と]合意に基づく規則を定めることを目的として、可能な措置を当該企業と協議する。合意が成立しない場合又は当該企業とKEKが合意の上取り決めた措置が適切な期間内に実施されない場合には、所轄の州メディア監督機関は、KEKによる事実確認の後、当該企業による支配的な意見形成力がなくなる数になるまで当該企業に帰責可能な放送

(32) 各局の視聴率の合計を100として、そのうちの特定局の占める割合を指す。杉原周治「ドイツにおける民間放送の集中排除とKEKの管轄権」『情報通信法学研究会報告書』総務省情報通信政策研究所、2015、p.224。

サービスの許可を撤回しなければならない。[許可を撤回する放送サービスの] 選択は、個別の特殊な事情を考慮して、KEK が行う。許可の撤回による財産上の不利益に対する補償は、行われぬ。

- (5) 1つの放送事業者が、1つの総合放送サービス又は情報提供に重点を置いた1つの専門放送サービスにより視聴者占拠率が年平均10パーセントに達した場合には、当該放送事業者は、所轄の州メディア監督機関によって[その事実が] 確認され、及び通知されてから6月以内に第31条の基準に基づき、独立の第三者に放送時間を認めなければならない。1つの企業が、自らに帰責可能な放送サービスにより視聴者占拠率が年平均20パーセントに達した場合には、総合放送サービス又は情報提供に重点を置いた1つの専門放送サービスの視聴者占拠率が10パーセントに達していないときでも、第1文の規定に基づく義務が、当該企業に帰責可能な放送サービスのうち、その視聴者占拠率が最高である放送サービスの放送事業者に課される。放送事業者が、これに基づき必要な措置をとらない場合には、KEKによる事実確認の後、所轄の州メディア監督機関によって許可が撤回されなければならない。第4項第5文の規定を準用する。
- (6) 州メディア監督機関は、3年ごとに、又は州の要求に応じて、民間放送における集中化の進展及び意見の多様性を確保するための措置に関する、次に掲げる全ての事項を考慮したKEKの報告を、共同で公開する。
1. テレビ放送とメディア関連の隣接市場の間の結合
 2. 異なる放送地域の放送事業者間の水平的な結合
 3. メディア領域における国際的な結合
- 報告は、第26条から第32条までの規定の適用及びこれらの規定に必要なとされる改正についても、意見を表明するものとする。
- (7) 州メディア監督機関は、毎年、KEKによって作成される放送サービス一覧を公開する。放送サービス一覧には、全ての放送サービス、その放送事業者及び放送事業者への出資者が記載されなければならない。

第27条 視聴者占拠率の規定

- (1) 州メディア監督機関は、KEKを通じて、公共放送及び全国で視聴可能な民間放送の全てのドイツ語放送サービスを対象として、各放送サービスの視聴者占拠率を調査する。[視聴者占拠率の] 決定の基準となるのは、対象とすべき放送サービスが手続の開始前12月間において獲得した視聴者占拠率の平均である。
- (2) 州メディア監督機関は、KEKの決定に従い、視聴者占拠率の調査をいずれかの企業に委託するが、任務の委託は経済性及び節約の原則に基づいて行われる。調査は、一般に認められた科学的な方法によって、3歳以上の視聴者を母集団とする標本調査に基づいて実施されなければならない。州メディア監督機関は、第1項第1文に規定する視聴者占拠率の調査の際に収集されたデータを、第三者も利用することができるようにする契約を、当該企業との間で締結するものとする。この場合には、州メディア監督機関の負担する費用は、応分に減じられなければならない。
- (3) 放送事業者は、視聴者占拠率の調査に際し、協力を義務付けられる。放送事業者が、その協力義務に応じない場合には、許可を撤回することができる。

第28条 放送サービスの帰責

- (1) 1つの企業が自ら実施し、又は当該企業が25パーセント以上の資本又は議決権をもって直接的に出資している他の企業が実施する全ての放送サービスは、当該企業に帰責しなければならない。さらに、当該企業が間接的に出資している企業の全ての放送サービスは、これらの企業が当該企業と株式法第15条にいう結合企業の関係にあり、かつ、これらの企業が1つの放送事業者の25パーセント以上の資本又は議決権をもって出資している場合には、当該企業に帰責しなければならない。第1文及び第2文にいう結合企業は、単一の企業とみなさなければならない。その資本及び議決権の持ち分は合計しなければならない。複数の企業が、取決め又はその他の方法に基づき、出資している企業に対して支配的な影響力を共同行使することができる方法で協力する場合には、それぞれの企業が支配的な企業とみなされる。
- (2) 1つの企業が、単独で又は他と合同で、1つの放送事業者に対し、[第1項に規定する出資に]相当する影響力を行使し得る場合には、第1項に規定する出資と同様である。1つの企業若しくは第1項又は第2項第1文に規定する他の理由によって既に当該企業に帰責可能な1つの企業が、次の事項のいずれかに該当する場合にも、相当する影響力があるとみなす。
 1. 放送事業者の放送時間の重要な部分を、常態的に、当該企業の提供による放送サービス部分によって構成していること。
 2. 契約上の合意、定款上の規定又は他の方法によって、放送サービスの編集、放送サービスの購入又は放送サービスの制作に関する放送事業者の重要な決定を、その[当該企業の]同意に従属して行う立場にあること。
- (3) 第1項及び第2項に規定する帰責においては、この州間協定の適用範囲外にその所在地を有する企業も対象としなければならない。
- (4) 放送事業者に対する相当する影響力の審査及び評価に際しては、現存する親族関係をも、その対象としなければならない。その際、経済法及び税法の原則が適用される。

第29条 出資比率の変更

出資比率又はその他の影響力についての全ての変更計画は、その実施に先立ち、所轄の州メディア監督機関に書面で届け出なければならない。放送事業者及び放送事業者に対する第28条にいう直接的又は間接的な出資者は、届出義務を負う。変更は、変更後の条件においても許可を付与することができる場合にのみ、所轄の州メディア監督機関が問題がないものとして確認することができる。第3文の規定により問題がないものとして確認することができない変更計画が実施される場合には、許可は撤回されなければならない。撤回の詳細については、州法に従う。株式会社に対する少額の出資について、KEKは、指針により届出義務の例外を定めることができる。

第30条 多様性を確保する措置

前掲の規定が放送事業者又は企業における多様性を確保する措置を要求している場合には、次に掲げる事項が当該措置に該当する。

1. 独立の第三者に放送時間を認めること（第31条）。
2. 放送サービス審議会を設置すること（第32条）。

第 31 条 独立の第三者のための放送時間

- (1) 前掲の規定による放送時間を認める義務に基づいて放映される枠放送サービスは、基幹放送事業者の放送サービスの自治を保持しつつ、基幹放送事業者の放送サービスの多様性に対し、特に文化、教養及び情報提供の分野において、更に貢献するものでなければならない。当該枠放送サービスは、基幹放送サービスから独立した編集体制の下で制作しなければならない。
- (2) 枠放送サービスの長さは、1 週当たり 260 分以上とし、19 時から 23 時 30 分までの放送時間帯において 75 分以上としなければならない。週の放送時間については、1 週当たり最長で 150 分までの地域枠放送サービスは、第 1 文に規定する放送時間帯外で、第三者のための放送時間に最長で 80 分を算入するが、1 週当たりの地域枠放送サービスが [150 分に] 満たない場合には、[第三者のための] 放送時間に算入される 80 分は、その長さに応じて短縮される。地域枠放送サービスの算入が許されるのは、同放送サービスが編集上の独立性をもって行われ、かつ、全国総計でテレビ視聴世帯の 50 パーセント以上が視聴可能な場合に限られる。伝送手段のデジタル化移行中である場合は、この割合を下回ることが許される。
- (3) 第 1 項に規定する枠放送サービス提供者は、基幹放送サービス事業者と法的な依存関係にあってはならない。基幹放送サービス及び枠放送サービスが、第 28 条の規定により同一の企業に帰責し得る場合には、第 1 文にいう法的な依存が存在する。
- (4) 基幹放送サービス事業者が独立の第三者に放送時間を認める義務を負う場合には、所轄の州メディア監督機関は、基幹放送サービス事業者との協議の後に、許可を付与する枠放送サービスを公募する。所轄の州メディア監督機関は、この州間協定及び他の州法の規定との適合性について、届出のあった申請を審査し、また、許可可能な申請を基幹放送サービス事業者に通知する。州メディア監督機関は、申請について、合意に基づき選定することを目的として、基幹放送サービス事業者と協議する。合意が成立せず、かつ、州メディア監督機関の下に許可可能な申請が 3 件を超えて存在する場合には、基幹放送サービス事業者は、所轄の州メディア監督機関に 3 件から成る候補リストを提出するものとする。所轄の州メディア監督機関は、多様性の観点から、他の候補を 2 件まで追加することができるが、これらの候補についても、州メディア監督機関は、合意に基づき選定することを目的として、改めて基幹放送サービス事業者と協議する。合意が成立しなかった場合には、所轄の州メディア監督機関は、候補の中から、基幹放送サービス事業者の放送サービスにおける多様性に対して最大の貢献が期待できる放送サービスを提供する申請者を選定し、当該申請者に許可を付与する。申請が 3 件以下である場合には、所轄の州メディア監督機関が直接決定を行う。
- (5) 第 4 項の規定により枠放送サービスに対する申請者が選定された場合には、基幹放送サービス事業者及び申請者は、基幹放送サービスの枠内での枠放送サービスの放映に関する合意を締結する。当該合意には、枠放送サービス事業者がその放送サービスの十分な資金調達を可能にする基幹放送サービス事業者の義務が、特に含まれていなければならない。当該合意には、さらに、第 6 項に規定する許可の期間内の解約は、重大な契約違反又は重大な事由が発生したことを理由としてのみ、6 月の通知期間を設けた上で許されることについても定めなければならない。
- (6) 第 5 項に規定する適切な条件に関する合意に基づき、所轄の州メディア監督機関は、枠放送サービスの実施のための許可を、枠放送サービス事業者に対し付与しなければならない。

第5項に規定する合意に基づく重要な義務は、基幹放送サービス事業者及び枠放送サービス事業者の許可に、その一部として含まれなければならない。基幹放送サービス事業者の許可の一部の撤回による財産上の不利益に対する補償は行われぬ。枠放送サービス事業者への許可は、期間を5年として付与されなければならないが、基幹放送サービス事業者の許可が期間を満了し、更新されず、又は再度の付与もなかった場合には、枠放送サービス事業者への許可は消滅する。

第32条 放送サービス審議会

- (1) 放送サービス審議会は、放送サービスの編集の際に、放送サービスの責任者、放送サービス事業者の取締役会及び社員に、助言しなければならない。放送サービス審議会は、提言及び提唱によって、放送サービスにおける多元性及び意見の多様性の確保（第25条）に貢献するものとする。放送サービス事業者による放送サービス審議会の設置とともに、定款によって、同審議会のテレビ放送サービスへの実効性のある影響力が保証されなければならない。
- (2) 放送サービス審議会の委員は、放送サービス事業者によって任命される。同審議会の委員は、それぞれの社会集団への所属に基づき、全体として、社会における重要な意見が代表されていることへの保障とならなければならない。
- (3) 放送サービス審議会は、実施される放送サービスに関係する全ての問題について、取締役会から知らされなければならない。放送サービス審議会は、放送サービスの構成、内容又は編成を本質的に変更する場合、所轄の州メディア監督機関が放送サービスに関連して〔放送サービス事業者に対して〕聴取を行う場合並びに放送サービスへの苦情がある場合には、諮問を受けなければならない。
- (4) 放送サービス審議会は、その任務の遂行のために、取締役会からの情報提供を要求することができ、放送サービス又は個別の番組に関して取締役会に対して異議を述べることができる。照会及び異議に対して、取締役会は適切な期限までに意見を表明しなければならない。放送サービス審議会の見解によれば、取締役会が放送サービスに関する照会及び異議を十分に考慮していない場合には、放送サービス審議会は、この件に関して取締役会の統制機関の議決（統制機関がない場合にあっては、社員総会の決定）を要求することができる。社員総会又は取締役会の統制機関が放送サービス審議会の議案を否決するためには、投票の75パーセントの多数票を必要とする。
- (5) 放送サービスの構成、内容若しくは編成を変更する場合又は放送サービスへの苦情に関する決定を行う場合には、取締役会の決定の前に、放送サービス審議会の同意を求めなければならない。同意が拒否された場合又は適切な期限までに意見表明が行われなかった場合には、取締役会の統制機関の同意（統制機関がない場合にあっては、投票の75パーセントの多数票による社員総会の同意）がある場合のみ、取締役会は当該措置をとることができる。放送サービス事業者は、放送サービス審議会の審議又は第2文に規定する決定の結果を、所轄の州メディア監督機関に通知しなければならない。
- (6) 放送サービス審議会を設置するものとされる放送サービス事業者が個人経営企業である場合には、第4項及び第5項の規定は、放送サービス審議会が社員総会又は取締役会の統制機関の代わりに所轄の州メディア監督機関に対し措置に関する決定をするように要請することができる旨の条件を付して、適用される。

第 33 条 指針

全州メディア監督機関は、第 25 条、第 31 条及び第 32 条の規定をより詳細に整えるために、共通の指針を定める。第 32 条の規定のための指針には、放送サービス審議会の任命及び構成に関する基準を特に定めなければならない。

第 34 条 経過規定

第 27 条に規定する視聴者占拠率の最初の決定が行われるまでは、既存の視聴者占拠率のデータに基づいて、意見の多様性確保の問題を、全国にテレビ放送サービスを行うこととの関連で、判断しなければならない。放送サービス事業者は、所持する既存の視聴者占拠率のデータを、要求に応じて KEK に提供する義務を負う。州メディア監督機関は、関係者の利益を考慮しつつ行政手続法の規則を適用することによって、この州間協定に規定する措置であって、第 1 文に規定するデータに基づいてとられるものが、第 27 条に規定する視聴者占拠率の最初の決定に基づいて生じる実情及び法的状況に、遅滞なく適合することができることを保証しなければならない。

第 4 節 メディア監督の組織、資金調達

第 35 条 組織

(1) 第 36 条に規定する任務は、所轄の州メディア監督機関に属する。所轄の州メディア監督機関は、この州間協定の規定に従い、それぞれの決定を行う。

(2) 第 1 項及び青少年メディア保護州間協定の規定に定める任務の遂行のためには、次に掲げる機関が存在する。

1. 許可・監督委員会 (ZAK)
2. 評議会議長会議 (GVK)
3. メディア領域における集中調査委員会 (KEK)
4. 青少年メディア保護委員会 (KJM)

これらの機関は、第 36 条に規定する任務遂行の際には、各々の所轄の州メディア監督機関の組織として活動する。

(3) 州メディア監督機関は、州法に基づき指定される法定の代表者を、その都度 ZAK に派遣し、[法定の代表者に] 支障がある場合には、常任の代理による代表が認められる。ZAK の委員の活動は、無償である。

(4) GVK は、各州メディア監督機関の多元主義的に構成される議決機関の議長から成り、[議長に] 支障がある場合には、代理の議長による代表が認められる。GVK の委員の活動は、無償である。

(5) KEK は、次の各号に掲げる者で構成される。

1. 放送法及び経済法の専門家 6 人。そのうちの 3 人は裁判官資格を有しなければならない。
2. 州法に基づき指定される州メディア監督機関の法定の代表者 6 人

第 1 文第 1 号に規定する KEK の委員及び当該委員のうち 1 人に支障があった場合の補充委員 2 人は、州首相 [会議] が全会一致で、5 年を任期として、任命する。欧州連合の機関並びに連邦及び州の憲法機関の構成員及び職員、ARD を構成する州放送協会、ZDF、ドイツユラ

ントラジオ、欧州テレビ文化チャンネル「Arte」、州メディア監督機関、民間放送事業者及びプラットフォーム提供者の役員及び職員並びにこれらに対し第28条にいう直接的又は間接的な出資を行っている企業の職員は、第2文⁽³³⁾に規定する委員の資格を有しない。第2文に規定する委員が辞任した場合は、州首相〔会議〕が全会一致で、残りの任期について、補充委員又はその他の専門家を委員として任命し、これは、補充委員が辞任した場合に準用する。第2文に規定する委員は、その活動に対して、適切な報酬及び必要な費用の補償を受ける。放送委員会⁽³⁴⁾の議長州は、これらの委員との契約を締結する。KEKの委員長及び委員長代理は、第1文第1号に規定する委員の中から選出されなければならない。州メディア監督機関の代表者6人及び当該代表者のうち1人に事故があった場合の補充委員2人は、KEKと同一の任期で、州メディア監督機関によって選出される。

- (6) 州メディア監督機関の代表者は、KEK及びKJMの委員を同時に務めてはならないが、補充委員となること又は委員の代理となることは認められる。
- (7) 州メディア監督機関は、第2項に規定する機関のために共同の事務局を設置し、これとは別に、エアフルトのKJMの事務局及びポツダムのKEKの事務局は、2013年8月31日まで残置される。
- (8) ZAK、GVK及びKEKの委員は、この州間協定に基づく任務を遂行する際に、指示による拘束は受けない。第24条の規定は、ZAK及びGVKの委員に準用する。第24条に規定する守秘義務は、第2項に規定する機関の委員と州メディア監督機関の他の機関との関係にも適用する。
- (9) 第2項に規定する機関は、法定の委員の過半数により議決する。KEKの議決の際に投票同数の場合には、委員長の投票（委員長に支障がある場合にあっては、委員長代理の投票）をもって決定する。決定は、理由が示されなければならない。理由としては、事実上及び法律上の相当な根拠が知らされなければならない。決定は、所轄の州メディア監督機関の他の機関に対して拘束力を有する。所轄の州メディア監督機関は、第2項第1文に規定する機関によって定められた期間内に、決定を執行しなければならない。
- (10) 州メディア監督機関は、第2項に規定する機関に対し、必要な人的及び物的資源を提供する。第2項に規定する機関は、経済性及び節約の原則に基づいて、それぞれ予算を作成する。第2項に規定する機関の費用は、放送財源州間協定第10条⁽³⁵⁾により州メディア監督機関に配分される資金から拠出される。詳細は、全州メディア監督機関が、統一規約によって定める。
- (11) 所轄の州メディア監督機関は、手続の関係者から適切な額の費用を徴収しなければならない。詳細は、全州メディア監督機関が、統一規約によって定める。

(33) 訳文では不明確になっているが、「第1文第1号に規定するKEKの委員及び当該委員のうち1人に支障があった場合の補充委員2人は、州首相〔会議〕が全会一致で、5年を任期として、任命する。」が第2文に当たる。

(34) 州首相会議の専門機関の一つで放送政策の調整を担当する。齋藤純子「ドイツの新しい放送負担金制度—インターネット時代の受信料制度—」『外国の立法』No.262, 2014.12, p.52. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8841950_po_02620004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(35) 同条は、放送負担金収入の州メディア監督機関への割当分及びこの割当分の各州メディア監督機関間の配分について規定している。州メディア監督機関への割当分は、放送負担金収入の1.8989%と規定されている。

第36条 管轄、任務

- (1) 第2項第1文第1号、第3号、第4号及び第8号に掲げる場合については、これらに規定する申請又は届出を受理した州メディア監督機関が所轄する。第1文の規定により複数の州メディア監督機関が所轄する場合には、最初に事案を取り扱った州メディア監督機関が決定を行う。第2項第1文第5号から第7号まで及び第9号に掲げる場合並びに許可又は割当ての取消し又は撤回を行う場合については、放送サービス事業者に許可を付与し、割当てを行い、又は届出を受理した州メディア監督機関が所轄する。
- (2) ZAK は、次に掲げる任務を所轄する。
 1. 第20a条、第38条第3項第1号及び同条第4項第1号に規定する全国放送の放送事業者の許可、許可の取消し又は撤回並びに第20b条第2文に規定するインターネットにおけるラジオ放送の実施の届出
 2. 第51条第3項第1文第1号及び第3号に規定する任務の遂行
 3. 第3項の規定により GVK が所轄しない限りにおいて、第51a条、第38条第3項第2号及び同条第4項第2号に規定する全国の供給需要を満たすための伝送容量の割当て及びその取消し又は撤回
 4. 第52条に規定するプラットフォームの運営の届出
 5. 第3項の規定により GVK が所轄しない限りにおいて、第51b条第1項及び第2項並びに第52a条から第52f条までに規定するプラットフォームの監督
 6. 第25条第4項第1文に規定する地域枠放送サービス及び第31条第2項第4文に規定する第三者のための放送時間についての要件を満たすことの確認
 7. 第4項の規定により KEK が所轄しない限りにおいて、全国放送の民間放送事業者に対する監督上の措置
 8. 第20条第2項に規定する許可申請義務に関する決定。ZAK は、この決定を全会一致で行う。
 9. 第38条第1項に規定する届出の審議
ZAK は、第1文第7号に規定する任務のため、審査委員会を設置することができる。各審査委員会は、ZAK に代わり、全会一致で決定する。ZAK の任期の開始時に、ZAK によって手続の配分が定められる。その詳細は、ZAK の職務規則で定められなければならない。
- (3) GVK は、第51a条第4項に規定する伝送容量の割当ての際の選定の決定並びに第52b条第4項第4文及び第6文に規定するプラットフォームの割当てについての決定を所轄する。ZAK は、自らの活動について GVK に継続的に報告する。ZAK は、GVK を、基本的な案件、特に規約及び指針案の作成に関与させる。
- (4) KEK は、テレビ放送サービスを全国で行うこととの関連における意見の多様性確保の問題の最終的な判断を所轄する。KEK は、第1文の規定の範囲内で、許可又は許可の変更に関して決定する際、出資比率の変更が問題ないと確認する際、及び第26条第4項に規定する措置をとる際に、特に当該問題の審査を所轄する。KEK は、各企業に帰責可能な視聴者占拠率を調査する。
- (5) 第25条第4項に規定する地域枠放送サービス事業者及び第31条第4項に規定する枠放送サービス事業者の選定及び許可並びにこれらの放送サービスに対する監督については、所轄の州メディア監督機関の組織であって、全国向けではない提供物の許可を所轄するものの責

任とする。第1文に規定する放送事業者の選定及び許可を行う際には、事前にKEKの了解を得なければならない。

(6) [前各項の規定は、] 第47条第3項第1文の規定の適用を妨げない。

第37条 許可手続、割当ての際の手続

- (1) 第36条第2項第1号、第3号、第4号、第8号又は第9号に規定する申請が所轄の州メディア監督機関に届けられた場合には、州法に基づき指定された [州メディア監督機関の] 法定の代表者が、当該申請及び届いた書類をZAKに、並びに第36条第2項第1号の場合にはKEKにも、遅滞なく提出する。
- (2) 第36条第2項第3号に規定する申請全てに [ZAKが] 応ずることができない場合には、GVKが決定を行う。
- (3) KEKが、全国放送の民間放送事業者の許可の場合以外に有する権限の範囲内で、意見の多様性確保の問題について判断する場合には、第1項の規定を準用する。
- (4) 第35条第2項に規定する委員会は、第21条及び第22条に規定する手続法に基づく権限を行使することができる。
- (5) 第35条及び第36条に規定する決定を不服とする訴えにおいて、行政裁判所法第68条第1項に規定する前置手続⁽³⁶⁾は行わない。

第38条 届出、監督、取消し、撤回

- (1) いずれの州メディア監督機関も、全国で送信される放送サービスがこの州間協定の他の規定に違反するとして所轄の州メディア監督機関に対し届け出ることができる。所轄の州メディア監督機関は、ZAKを通じてその届出を審議する義務を有する。
- (2) 所轄の州メディア監督機関は、提供者がこの州間協定の規定に違反したことを確認した場合には、必要な措置をとる。措置は、特に異議、禁止、取消し及び撤回である。[この規定は、] 青少年メディア保護州間協定の規定の適用を妨げない。
- (3) 第20a条に規定する許可又は第51a条に規定する割当ては、次に掲げる場合において、所轄の州メディア監督機関が決定した期間内に是正されないときは、取り消される。
 1. 許可 第20a条第1項若しくは第2項に基づく許可の要件が存在しなかった場合又は第20a条第3項に基づく許可付与禁止事由が考慮されなかった場合
 2. 割当て 第51a条第4項に規定する基準が考慮されなかった場合
- (4) 許可及び割当ては、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には撤回される。
 1. 許可
 - a) 事後に第20a条第1項若しくは第2項に基づく許可の要件が消滅した場合又は事後に第20a条第3項に基づく許可付与禁止事由が生じ、かつ、所轄の州メディア監督機関が決定した適切な期間内に是正されない場合
 - b) 放送事業者がこの州間協定又は青少年メディア保護州間協定に基づく自らの義務に練

(36) 行政裁判所法 (Verwaltungsgerichtsordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. März 1991 (BGBl. I S. 686), die zuletzt durch Artikel 5 Absatz 2 des Gesetzes vom 8. Oktober 2017 (BGBl. I S. 3546) geändert worden ist) 第68条第1項は、取消訴訟を提起する前に、行政行為の適法性及び合目的性を前置手続において審査しなければならないと定めている。この州間協定第37条第5項の規定の趣旨は、同協定第35条及び第36条に規定する決定を不服とする訴えについては、行政官庁による審査の前置は不要であるということである。

り返し重大な違反をし、かつ、所轄の州メディア監督機関が決定した期間内に当該機関の指示に従わなかった場合

2. 割当て

a) 第 51a 条第 4 項の要求をもはや満たさなくなる提供物の本質的な変更が事後に生じ、提供者がその責を負っており、かつ、所轄の州メディア監督機関が決定した期間内に是正されない場合

b) 提供者が責を負うべき理由により、提供が予定された期間内に開始されず、又は決められた期間継続されない場合

(5) 提供者に対し、第 3 項又は第 4 項に規定する取消し又は撤回により生じる財産上の不利益は、補償されない。その他の点では、各々の所轄の州メディア監督機関の所在州の行政手続法を、取消し及び撤回について適用する。

第 39 条 適用範囲

第 20a 条から第 38 条までの規定は、全国向けの提供物にのみ適用する。第 20 条、第 20a 条、第 21 条第 1 項、第 24 条、第 35 条から第 38 条まで及び第 39a 条の規定は、テレショッピング・チャンネルにも適用する。州法による異なる規定は、許されない。KEK の決定は、この州間協定に規定する伝送容量の割当ての基礎とされ、また、州法に規定する伝送容量の割当てに関する決定においても、所轄の州メディア監督機関によって基礎とされなければならない。

第 39a 条 協力

(1) 州メディア監督機関は、その任務遂行の範囲内において、電気通信規制機関及び連邦カルテル庁と協力する。州メディア監督機関は、電気通信規制機関又は連邦カルテル庁の照会に応じて、これらの機関の任務を遂行するために必要な情報を伝達しなければならない。

(2) 第 1 項の規定は、州カルテル官庁に準用する。

第 40 条 特別な任務の資金調達

(1) 放送財源州間協定第 10 条⁽³⁷⁾の規定により配分される資金は、次に掲げる任務の資金として使用することができる。

1. 州メディア監督機関の許可機能及び監督機能（これに必要な計画的な、特に技術的な準備を含む。）

2. オープンチャンネルの促進

第 1 文に規定する資金は、2020 年 12 月 31 日までの間、州立法機関による特別な権限付与に基づいて、州法で必要と規定されている州による供給のための技術基盤への助成及び新しい放送伝送技術プロジェクトへの助成にも使用することができる。新しい放送伝送技術プロジェクトへの助成は、期間を限定するものとする。地方放送及び地域放送の非商業的实施形態並びにメディアリテラシー向上プロジェクトは、第 1 文に規定する資金によって、州立法機関による特別な権限付与に基づき、促進することができる。

(37) 前掲注(35)参照。

- (2) 第1項に規定する資金の一部のみを州メディア監督機関に割り当てる州立法機関の権限は、影響を受けない。
- (3) 第1項に規定する資金が使用されない限りにおいて、当該資金は各州の州放送協会に帰属する。州法で用途を規定することは、許される。

第5節 放送サービス原則、第三者のための放送時間

第41条 放送サービス原則

- (1) 放送サービスは、憲法秩序に従う。放送サービスは、人間の尊厳並びに他者の道徳的、宗教的及び世界観的な信念を尊重しなければならない。放送サービスは、統一ドイツにおける連帯及び国際理解を促進し、差別のない共存のため努めるものとする。一般法の規定及び個人の名誉を保護する法律上の規定は、遵守されなければならない。
- (2) 総合放送サービスは、情報提供、文化及び教養の分野を適切に含めることで、ドイツ語圏及び欧州圏における多様性の表現に貢献しなければならないが、専門放送サービスは、これにかかわらず提供することができる。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、全国に送信される放送のみに適用される。

第42条 第三者のための放送時間

- (1) プロテスタント教会、カトリック教会及びユダヤ教区には、宗教的な番組を伝送するための適切な放送時間が、希望に基づき認められなければならないが、放送事業者はその費用の弁済を請求することができる。
- (2) 政党に対して、少なくとも1つの州 [において当該政党の] 名簿が承認された場合には、ドイツ連邦議会議員選挙に参加する間、費用の弁済を条件として、当該政党に対して適切な放送時間を認めなければならない。さらに、政党及びその他の政治団体に対して、少なくとも1人の候補者の推薦が承認された場合には、ドイツ連邦共和国を代表する欧州議会議員の選挙に参加する間、費用の弁済を条件として、当該政党及び政治団体は、適切な放送時間の請求権を有する。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、全国に送信される民間放送のみに適用される。

第6節 資金調達、広告、テレショッピング

第43条 資金調達

民間放送事業者は、広告及びテレショッピングの収入、その他の収入、特に加入者の対価（定期料金又は個別料金）並びに自らの資金によって、その放送サービスの資金を調達することができる。放送負担金による民間放送事業者の資金調達は、許されない。[この規定は、] 第40条の規定の適用を妨げない。

第44条 許容されるプロダクト・プレイスメント

第7条第7項第1文の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、放送におけるプロダクト・プレイスメントは許容される。

1. 劇場映画、映画及び連続番組並びにスポーツ番組及び軽娯楽番組の中で行われる場合。ただし、子ども向け番組を除く。
2. 単に制作小道具及び賞品として、特定の商品又はサービスが番組で使われる際に無償で提供され、対価が支払われない場合。ただし、ニュース、時事的な政治番組、相談番組、消費者向け番組、子ども向け番組又は礼拝の伝送を除く。

特に、娯楽の要素はあるが主として情報提供の性格を有する番組、娯楽の要素を含む消費者向け番組及び相談番組並びに第 31 条に規定する地域枠放送サービス及び枠放送サービスの番組は、軽娯楽番組には含まれない。

第 45 条 テレビ広告の放送時間

- (1) テレビのスポット広告及びテレショッピング・スポットの放送時間が占める割合は、1 時間につき 20 パーセントを超えてはならない。第 1 文の規定は、プロダクト・プレイメント及びスポンサー告知には適用しない。
- (2) 放送事業者が自らの放送サービス及び番組並びにこれらから直接派生した附属資料に関して行う告知、福祉のための募金の呼び掛けを含む無償の公共広告並びに法律により義務付けられた告知は、広告とみなさない。
- (3) 第 1 項、第 2 項及び第 7a 条の規定は、純粋な広告チャンネルには適用しない。

第 45a 条 テレショッピング枠及び自社広告チャンネル

- (1) テレショッピング専用ではない放送サービスの中で放送されるテレショッピング枠は、中断なしに 15 分以上継続するものでなければならない。テレショッピング枠は、視覚的にも聴覚的にも、テレショッピング枠であることを明示しなければならない。
- (2) 自社広告チャンネルについては、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。第 7a 条及び第 45 条の規定は、自社広告チャンネルには適用しない。

第 46 条 指針

全州メディア監督機関は、第 7 条、第 7a 条、第 8 条、第 8a 条、第 44 条、第 45 条及び第 45a 条の規定の実施のため、共通の規約又は指針を定めるものとし、第 8a 条についての規約又は指針には、特に違反行為の処罰及び未成年者の参加の条件を詳細に定めなければならない。その際、州メディア監督機関は、ARD を構成する州放送協会及び ZDF の了解を得、この指針の適用について合同で経験に基づく情報交換を行う。

第 46a 条 地域テレビ放送事業者及び地方テレビ放送事業者についての例外

地域テレビ放送サービス及び地方テレビ放送サービスについては、第 7 条第 4 項第 2 文、第 7a 条第 3 項及び第 45 条第 1 項に関して、州法に基づき、異なる規定を置くことができる。

第 7 節 データ保護 (略)

第 4 章 上告、秩序違反 (略)

第5章 プラットフォーム、伝送容量（抄）

第50条 原則

放送及びこれと同等のテレメディア（公衆向けのテレメディア）の送信のために使用される伝送容量の分配、割当て及び利用に関する決定は、この州間協定及び各州法の基準に従って行われる。

第51条 無線の伝送容量の分配

- (1) テレコミュニケーションを所轄する規制官庁への申請であって、全国の供給需要を満たすための有線ではない（無線の）伝送容量に対する要求に関するものの申請については、全州による全会一致で決定する。複数の州にわたる要求の申請については、関係する州に第1文の規定を準用する。
 - (2) ARDを構成する州放送協会、ZDF、ドイツラントラジオ又は州メディア監督機関への全国の供給需要を満たすための伝送容量の分配については、州首相〔会議〕の全会一致の議決により決定する。
 - (3) 分配については、特に次に掲げる原則が適用される。
 1. 使用可能である未使用の伝送容量は、ARDを構成する州放送協会、ZDF又はドイツラントラジオ及び州メディア監督機関に周知しなければならない。
 2. 主張された要求に対し伝送容量が十分である場合には、伝送容量は、要求に応じて分配されなければならない。
 3. 主張された要求に対し伝送容量が十分でない場合には、〔州〕首相は、関係者（民間の提供者については、関係者とは、州メディア監督機関をいう。）間の合意が得られるように努める。
 4. 関係者間の合意が得られなかった場合には、〔州〕首相が、伝送容量の特性及び提供物全体を考慮しつつ、提供物の多様性を最大限に確保する分配案を決定し、その際には、特に次に掲げる基準を考慮しなければならない。
 - a) 放送による基本的供給の確保並びに新しい技術及び新しい放送サービス形式への公共放送の関与
 - b) 民間放送及びテレメディアの提供者の利益
- 伝送容量の分配は、期間を最長20年として行われる。
- (4) 〔州〕首相会議の議長は、第2項に規定する〔州〕首相〔会議〕の決定に従って、伝送容量を分配する。
 - (5) 分配に関する決定の〔通知〕到達後18月以内に、分配された伝送容量が実際に供給需要を満たすために利用されなかった場合には、分配の決定は、州首相〔会議〕の議決により撤回することができ、この場合には、補償は行われぬ。分配を受けた者の申請に基づき、この期限は、〔州〕首相〔会議〕の決定により延長することができる。
 - (6) 〔州〕首相〔会議〕は、第2項から第5項までの規定の実施のために、手続規則について協定を締結する。

第 51a 条 所轄の州メディア監督機関による民間提供者への無線の伝送容量の割当て

- (1) 所轄の州メディア監督機関は、放送事業者、これと同等のテレメディアの提供者又はプラットフォーム提供者に対して、民間事業者の無線による全国の供給需要を満たすための伝送容量を割り当てることができる。
- (2) 州メディア監督機関に対して伝送容量が分配された場合には、州メディア監督機関は、伝送容量の割当ての申請書の提出期間の始期及び終期を遅滞なく決定する。州メディア監督機関は、申請期間の始期及び終期、手続並びに申請に係る重要な要件、特に意見の多様性及び提供物の多様性の確保のためにこの州間協定が定める要件を満たす基準を定め、適切な方法で公開しなければならない（公募）。
- (3) 伝送容量の割当ての申請全てに応ずることができない場合には、所轄の州メディア監督機関は、申請者間の合意形成に努める。申請者間の合意が形成された場合において、提出された書類から、提供物全体として意見及び提供物の多様性が表されることを期待することができるときは、所轄の州メディア監督機関は、この合意を伝送容量の配分に関する決定の基礎とする。
- (4) 所轄の州メディア監督機関が決定する適切な期間内に〔申請者間の〕合意が得られない場合又は予定された配分が意見及び提供物の多様性の要請に応えないことが予想される場合には、所轄の州メディア監督機関は、次に掲げる要件を満たす提供物を最も期待し得る申請者に対して伝送容量を割り当てる。
 1. 意見及び提供物の多様性を促進するものであること。
 2. 公的な出来事、政治的な出来事及び文化生活をも表現するものであること。
 3. 重要な政治集団、世界観集団及び社会集団の発言を放送するものであること。〔伝送容量の割当ての際の〕選定の決定においては、さらに、当該提供物が経済的に持続可能であると認められるか否か並びに視聴者の関心及び受容を十分に考慮しているか否かをも、検討しなければならない。伝送容量を1つのプラットフォーム提供者に対して割り当てる場合には、これに加えて、テレビ放送事業者及びラジオ放送事業者並びに電子的番組ガイド等のこれと同等のテレメディアの提供者がプラットフォームにアクセスすることが適切な条件で可能となっているか否か並びに当該アクセスの機会が平等であり、差別のないものとして保証されている否かをも、考慮しなければならない。
- (5) 伝送容量の割当ては、期間を10年として行われる。期間は、1回に限り10年延長することができる。〔伝送容量の〕割当ては、直ちに執行可能とする。割当てに関する決定の〔通知〕到達後12月以内に、割り当てられた伝送容量が利用されない場合には、所轄の州メディア監督機関は、第38条第4項第2号bの規定により割当ての決定を撤回することができる。割当てを受けた者の申請に基づき、この期限は延長することができる。

第 51b 条～第 53b 条（略）

第 6 章 テレメディア

第 54 条 総則

- (1) テレメディアは、法律の枠組みにおいては、許可及び届出を要しない。提供物は、憲法秩序に

従う。一般法の規定及び個人の名誉を保護する法律上の規定は、遵守されなければならない。

- (2) ジャーナリズム的編集が行われた提供物であって、特に定期刊行物の内容の全部又は一部をテキスト又は画像により再現するものを有するテレメディアは、承認されたジャーナリズムの原則を遵守しなければならない。ニュースは、提供者により、その放送に先立ち、状況に応じて必要とされる入念さをもって、内容、情報源及び真実性について審査されなければならない。
- (3) テレメディアの提供者によって実施された世論調査の報道の際には、それが代表性のあるものか否か、明確に述べなければならない。

第 55 条 情報提供義務及び情報提供を求める権利

- (1) 専ら個人的な目的又は家庭内の目的に資するものを除くテレメディアの提供者は、次に掲げる情報を、容易に識別し、直接アクセスし、かつ、恒常的に利用することが可能な状態にしておかなければならない。
1. 名称及び住所
 2. 法人の場合には、加えて、代表の権限を有する者の氏名及び住所
- (2) ジャーナリズム的編集が行われた提供物であって、特に定期刊行物の内容の全部又は一部をテキスト又は画像により再現するものを有するテレメディアの提供者は、テレメディア法第 5 条及び第 6 条に規定する情報⁽³⁸⁾に加えて、責任者を指名し、その氏名及び住所の情報を提供しなければならない。複数の責任者が指名される場合には、それぞれがサービスのいかなる部分を担当するかが明確にされなければならない。次に掲げる全ての要件を満たす者のみを、責任者として指名することができる。
1. 国内に常居所を有していること。
 2. 公職に就任する能力を判決により失っていないこと。
 3. 全ての行為能力を有すること。
 4. 刑法上無制限に起訴され得ること。
- (3) 第 2 項第 1 文に規定するテレメディアの提供者には、第 9a 条の規定を準用する。

第 56 条 反論

- (1) ジャーナリズム的編集が行われた提供物であって、特に定期刊行物の内容の全部又は一部をテキスト又は画像により再現するものを有するテレメディアの提供者は、その提供物で行った事実の主張によって影響を受けた者又は機関の反論を、当事者〔影響を受けた者又は機関〕に対して費用負担を課すことなしに、追加料金を徴収しない提供物に遅滞なく掲載する義務を負う。反論は、挿入及び省略を行わず、当該主張と同等の体裁で提供されなければならない。反論は、当該主張と同じ長さで、当該主張に直接連結して提供されなければならない。当該主張がもはや提供されていない場合又は反論の掲載の前にその提供が終了している場合には、反論は、元来提供されていた事実の主張と同等の場所において同等の期間、提

(38) テレメディア法 (Telemediengesetz vom 26. Februar 2007 (BGBl. I S. 179), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 28. September 2017 (BGBl. I S. 3530) geändert worden ist) 第 5 条は、テレメディア事業を営む提供者について、氏名、住所、代表者及び基本出資金等（法人の場合）、メールアドレス等、監督官庁、登録されている商業登録簿及びその番号、売上税識別番号等が容易に識別できるようにしなければならないことなどを定め、同法第 6 条は、通信が営利的な性格を有する場合には、テレメディアの提供者がその旨を明示する義務等を定めている。

供されなければならない。反論に対する回答は、事実の陳述に限定されなければならない。反論に直接連結してはならない。

- (2) 第1項に規定する反論の掲載の義務は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には生じない。
1. 当事者が反論に関する正当な利益を有しない場合
 2. 反論の量が、争点となっている事実の主張の量を不適切に超えている場合
 3. 反論が事実の陳述に限定されていない場合又は可罰的な内容を有する場合
 4. 反論が、遅滞なく、すなわち、争点となっているテキストの提供が最後に行われた日から6週間以内に、いかなる場合であっても当該提供の開始から3月以内に、要求の対象となっている提供者に、書面により、かつ、当事者又はその法定代理人の署名入りで、届けられなかった場合
- (3) 反論の請求が主張されたにもかかわらず認められなかった場合には、その実現のために通常の法的手続がとられる。この手続には、仮処分の発令手続に関する民事訴訟法の規定が準用されなければならない。当該請求が危険にさらされていることを疎明する必要はない。本案手続は行われぬ。
- (4) 反論〔掲載〕の義務は、超国家的な合議機関、連邦及び州の立法機関並びに各州プレス法がプレス法上の反論〔権〕の対象から除外している機関における公開の会議に関する、事実在即した報道については、存在しない。

第57条 ジャーナリズム的編集の目的に係るデータ保護

- (1) プレスの企業及び協力企業が、テレメディアの提供者として、専ら自らのジャーナリズム的編集又は文芸の目的で個人データを収集し、処理し、又は利用する限りにおいて、連邦データ保護法第5条に規定するデータの秘密の侵害又は同法第9条にいう不十分な技術的若しくは組織的措置によって生じた損害に限り責任を負うという条件の下で、同法第5条、第7条、第9条及び第38a条の規定が適用される。〔この規定は、〕放送に関する特別の州間協定又は州法の規定の適用を妨げない。
- (2) 個人データがテレメディアの提供者の提供物を通じて専らテレメディアの提供者のジャーナリズム的編集の目的で処理され、かつ、当事者の保護に値する利益がこれにより侵害された場合には、当事者は、基礎となったデータであって、その者について蓄積されたものについて、情報提供を要求することができる。情報提供は、知らせることにより放送事業者のジャーナリストとしての情報探索の任務が阻害される場合又はデータから次に掲げるものが推測され得る限りにおいて、関係者の保護に値する利益を考慮して拒否することができる。
1. 準備、制作又は送信に協力した者
 2. 編集部門へ寄稿、文書及び通知を提供した者又はこれらを保証した者の身元
- 当事者は、正しくないデータの訂正又は自らの記述の適切な量の追加を要求することができる。プレス企業及び協力企業がプレスコードによる自主規制及びドイツプレス評議会の苦情処理規則に服する限りにおいて、第1文から第3文までの規定は、その提供物に適用しない。
- (3) ジャーナリズム的編集上の個人データの使用により、当事者の反論の送信又は送信の中止若しくはデータ内容の撤回に関する義務的な説明、処分若しくは判決に至った場合には、当該反論、中止の説明又は撤回は、蓄積データに追加し、ここに当該データと同一期間保存し、

かつ、データの伝達の際には当該データとともに伝達しなければならない。

第58条 広告、スポンサーシップ、テレビ類似のテレメディア、懸賞

- (1) 広告は、広告として明らかに識別することができ、かつ、提供物のその他の内容から明確に分離されていなければならない。広告においては、潜在意識に影響を及ぼす技術を使用してはならない。
- (2) 文字放送におけるスポンサーシップには、第8条の規定を準用する。
- (3) その形式及び内容がテレビに類似し、かつ、利用者が選択した時点で個別の呼出しに応じて、かつ、提供者が定めた内容目録から提供者が用意する内容を有するテレメディア（視聴覚オンデマンドメディアサービス）については、第7条及び第8条の規定を準用する。第2条第3項第5号に規定する提供物については、これに加えて第4条から第6条まで、第7a条及び第45条の規定を準用する。
- (4) [放送と] 同等のテレメディア（公衆向けのテレメディア）における懸賞については、第8a条の規定を準用する。

第59条 監督

- (1) 連邦及び州の一般的なデータ保護法に規定する所轄の統制官庁は、自らの領域について、テレメディア法及び第57条のデータ保護規定の遵守を監督する。公共放送におけるジャーナリズム的編集の領域でのデータ保護を所轄する機関は、自らの領域について、テレメディアにおけるジャーナリズム的編集作業が行われた提供物についてのデータ保護規定の遵守も監督する。プレス企業及び協力企業がプレスコードによる自主規制及びドイツプレス評議会の苦情処理規則に服する限りにおいて、第1文の規定は適用しない。
- (2) データ保護を除き、一般法及び個人の名誉を保護する法律上の規定を含むテレメディアについての規定の遵守は、州法で指定する監督官庁により監督される。
- (3) 所轄の各監督官庁は、第54条、第55条第2項及び第3項、第56条、第57条第2項又はテレメディア法のデータ保護に関する規定を除き、規定の違反を確認した場合には、提供者に対して違反の是正のために必要な措置を講ずる。所轄の監督官庁は、特に、提供を禁止し、及びその遮断を命令することができる⁽³⁹⁾。禁止は、当該措置が提供者及び公衆にとっての提供の意義との均衡を欠く場合には、許されない。他の方法では目的が達成され得ない場合にのみ、禁止が許される。禁止は、これにより目的が達成され得る場合に限り、提供物の特定の類型及び部分に、又は時間的に限定して行わなければならない。ジャーナリズム的編集作業が行われた提供物であって、専ら定期刊行物の内容の全部又は一部をテキスト又は画像により再現するもの場合には、刑事訴訟法第97条第5項第2文及び第98条の要件⁽⁴⁰⁾の下で

(39) 遮断 (Sperrung) は、禁止 (Untersagung) よりも強制力のある措置であり、禁止では効果が得られないことが当初から判明している場合等に限り行われる。遮断の方法としては、サーバーのIPアドレスの封鎖、DNSサーバーへの介入等、様々な技術的な処置が考えられるが、比例性の観点から、いずれも問題があるとされている。Hahn und Vesting, (Hrsg.), *op.cit.*(7), S.1480.

(40) 刑事訴訟法 (Strafprozeßordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. April 1987 (BGBl. I S. 1074, 1319), die zuletzt durch Artikel 2 des Gesetzes vom 30. Oktober 2017 (BGBl. I S. 3618) geändert worden ist) 第97条第5項第2文及び第98条は、差押えに関する規定である。前者は、放送業界の関係者等が証言拒絶権を有する場合において放送局等が保管するデータ等の差押えを制限する規定が適用されないときの要件を定めている。後者は、差押えの手続に関する規定であり、放送協会の室内における差押えについては、裁判官のみが命ずることができると定めている。

のみ、遮断が許される。一般法の規定及び個人の名誉を保護する法律上の規定を執行するための監督官庁の権限は、影響を受けない。

- (4) テレメディア法第7条に規定する責任者に対する措置が実施不能であるか、又はその成功が保証されないと判明した場合には、第3項に規定する提供の遮断のための措置は、遮断が技術的に可能であり、かつ、過度に困難でない限り、テレメディア法第8条から第10条までに規定する他者のコンテンツのサービス提供者に対しても行うことができる。[この規定は、] テレメディア法第7条第2項の適用を妨げない。
- (5) 提供物によって第三者の権利が侵害され、これに対して第三者のために法的手続が開始されている場合には、第3項にいう監督官庁の命令は、公共の福祉の理由によって必要な場合にのみ、行われるものとする。
- (6) この章の執行については、関係する提供者が所在地、住所又はこれらがいない場合には常居所を有する州の監督官庁が所轄する。これに基づく所轄が判明しない場合には、職務行為を招いた原因が発生した地区の監督官庁が所轄する。
- (7) 監督の範囲内で行われる提供物の呼出しは、無償である。サービス提供者は、このことを保証しなければならない。提供者は、所轄の監督官庁による呼出しに対し、提供を遮断してはならない。

第60条 テレメディア法、公的機関

- (1) その他、この州間協定の規定又はその他の放送法に関する州間協定の規定に該当するテレメディアについては、連邦のテレメディア法の規定をその時点で効力を有する文言により適用する。[この規定は、] 第2項の適用を妨げない。
- (2) 州の公的機関については、前掲の規定のほか、連邦のテレメディア法の規定をその時点で効力を有する文言により準用する。

第61条 通知

この章の改正は、規格及び技術規定分野の通知手続に関する指令98/34/EGを改正するための1998年7月20日の欧州議会及び理事会指令98/48/EGに基づき、通知義務に服する。

第7章 経過規定及び末尾規定 (略)

放送州間協定第11b条第1項第2号の附則

ARDのデジタル・テレビ放送の放送サービス構想 (略)

放送州間協定第11b条第3項第2号の附則

ZDFの追加提供物に関する構想 (略)

放送州間協定第11c条第3項第3号の附則

Dラジオ知識の放送サービス構想 (略)

放送州間協定第 11d 条第 5 項第 4 文の附則

公共テレメディアの禁止サービス一覧

1. 通知ポータル、通知又は案内通知
2. 職業別索引及び職業別一覧
3. 価格比較ポータル及び計算プログラム（例えば、価格計算システム、保険計算システム）
4. サービス、施設及び製品に関する評価ポータル
5. 出会い系サイト、職業紹介サイト、交換サイト
6. 番組に関連しない助言ポータル
7. ビジネスネットワーク
8. 電気通信法第 3 条第 24 号にいう電気通信サービス
9. 民法典第 762 条にいう賭け事
10. 自己の提供物の利用に必要でないソフトウェアの提供
11. 経路案内
12. 編集上の審査を経ていないリンク。リンクは、専ら自己のコンテンツ（出資先企業のものを含む。）の補足、深化及び解説に資するものとし、かつ、直接的に購買の勧誘を行わないものとする。
13. 商業的外部制作会社の音楽のダウンロード
14. 番組に関連しないゲームの提供
15. 番組に関連しない写真のダウンロード
16. 催事の日程表（番組に関連する催事の告知は許される。）
17. 番組に関連せず、かつ、編集を伴わないフォーラム、チャット。放送サービス名又は番組名を冠したフォーラム、チャットは許される。フォーラム及びチャットは、第 1 号から第 16 号までに規定する許されない提供物を内容としてはならない。

放送州間協定第 11g 条第 5 項第 1 文の附則

青少年向け提供物の禁止サービス一覧

1. 通知コーナー、通知又は案内通知
2. 職業別索引及び職業別一覧
3. 価格比較コーナー及び計算プログラム（例えば、価格計算システム、保険計算システム）
4. サービス、施設及び製品の評価のためのコーナー
5. 出会い系サイト、職業紹介サイト、交換サイト
6. 青少年向け提供物とジャーナリズム的編集上、関連のない助言コーナー
7. ビジネスネットワーク
8. 電気通信法第 3 条第 24 号にいう電気通信サービス
9. 民法典第 762 条にいう賭け事
10. 自己の提供物の利用に必要でないソフトウェアの提供
11. 経路案内
12. 編集上の審査を経ていないリンク及び直接的に購買の勧誘を行うリンク

13. 商業的外部制作会社の音楽のダウンロード。ただし、時間制限があり、[催事等の]活動と関係がある場合は、この限りでない。
14. 青少年向け提供物とジャーナリズム的編集上、関連のないゲームの提供
15. 青少年向け提供物とジャーナリズム的編集上、関連のない写真のダウンロード
16. 青少年向け提供物とジャーナリズム的編集上、関連のない催事の日程表
17. 編集を伴わないフォーラム及びチャット。フォーラム及びチャットは、第1号から第16号までに規定する許されない提供物を内容としてはならない。

（参考）第 21 次改正後の条文

※放送州間協定については、第 21 次改正が予定されており、改正された州間協定は 2018 年 5 月 25 日に発効する見込みである。本稿脱稿時（2018 年 4 月）では、未発効であったため、前掲の翻訳では当該改正は反映されていない。以下、当該改正の対象となっている条文の訳を、参考資料として掲載する。（略）については、現行の条文からの変更がないため、省略したという趣旨である。

第 4 条 重要行事の伝送

(1) (略)

(2) この規定における重要行事とは、次に掲げるものをいう。

1.～4. (略)

5. 欧州サッカー連盟の選手権（チャンピオンズリーグ、欧州リーグ）のドイツが出場する決勝戦

(略)

第 9c 条 ジャーナリズムの目的のためのデータ処理、メディアの特権

(1) ARD を構成する州放送協会、ZDF、ドイチュラントラジオ又は民間の放送事業者が、個人データをジャーナリズムの目的のために処理する場合には、処理に従事する者が当該個人データをその他の目的のために処理することは、禁止される（データの秘密）。この者は、その活動の開始の際に、データの秘密の遵守を誓約しなければならない。データの秘密は、その活動の終了後も存続する。その他の点については、ジャーナリズムの目的のためのデータ処理に関して、個人データの処理の際の自然人の保護、自由なデータの流通及び指令 95/46/EG の廃止に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2016/679（データ保護基本規則）（2016 年 5 月 4 日付け官報 L119/1 号 1 ページ、2016 年 11 月 22 日付け官報 L314 号 72 ページ）第 1 章、第 8 章、第 10 章及び第 11 章のほか、第 2 項に関連する第 5 条第 1 項 f、第 24 条及び第 32 条のみが適用される。規則（EU）2016/679 第 82 条及び第 83 条は、[この項] 第 1 文から第 3 文までに規定するデータの秘密が侵害され、かつ、同規則第 5 条第 1 項 f、第 24 条及び第 32 条に規定する措置が不十分であることに責任を有する場合に限り、適用される。第 1 文から第 5 文までの規定は、第 1 文に規定する機関の協力企業及び出資先企業に準用する。ARD を構成する州放送協会、ZDF、ドイチュラントラジオ及びその他の放送協会並びにその連盟及び連合は、透明な手続で制定され、及び公表される行為規範に服することができる。当事者には、第 2 項及び第 3 項に規定する権利のみが帰属する。

(2) ジャーナリズムによる個人データの処理により、当事者の反論の送信又は送信の中止若しくはデータ内容の撤回に関する義務的な説明、決定若しくは判決に至った場合には、当該反論、義務的な説明及び撤回は、蓄積データに追加し、ここに当該データと同一期間保存し、かつ、データの伝達の際には当該データとともに伝達しなければならない。

(3) 人格権がニュース報道により侵害された場合には、当事者は、ニュース報道の基礎となったデータであって、その者について蓄積されたものについて、情報提供を要求することができる。情報提供は、次に掲げる場合には、関係者の保護に値する利益を考慮して拒否することができる。

1. データから放送番組の準備、制作又は送信に協力する者又は協力した者が推測され得る場合
2. データから編集部門へ寄稿、文書及び通知を提供した者又はこれらを保証した者の身元が推測され得る場合
3. 調査され、又は更に要求されたデータの通知により、情報探索のジャーナリズムの任務が阻害される場合

当事者は、データ群における正しくない個人データの迅速な訂正又は自らの記述の適切な量の追加を要求することができる。自由な意見表明及び情報に対する権利の行使のため、又は正当な利益の擁護のために必要な場合には、個人データのその他の蓄積は適法である。

- (4) ARD を構成する州放送協会、ZDF、ドイチュラントラジオ及び民間放送事業者並びにこれらの出資先企業及び協力企業について、データ保護の現行規定の遵守に関する監視を州法により定める。[この規定は、] 放送州間協定の規定の適用を妨げない。
- (5) 第 1 項から第 4 項までの規定は、テレショッピング・チャンネルにも適用する。

第 11 条 使命

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 公共放送協会は、その使命を果たすため、協力し、その協力について、公共放送協会は、公法上の協定において定める。
- (4) 公共放送協会は、第 1 項に規定するその使命を果たすために第 11a 条にいう提供物の制作及び送信の際に協力する場合には、欧州連合の機能に関する条約（2016 年 6 月 7 日付け官報第 C202 号 47 ページ）第 106 条第 2 項にいう一般的な経済的利益のサービスの提供も委託される。委託は、特に制作、制作の標準、放送サービス権の獲得、放送サービスの交換、提供物の送信及び再送信、調達制度、放送局のネットワークの運営、情報技術及びその他の基盤、業務過程の統一化、番組サービス並びに一般的な管理の分野について適用する。第 16a 条第 1 項第 2 文に規定する商業活動は、委託に含まれない。

第 24 条 守秘義務

規則（EU）2016/679 の適用範囲外では、自然人、法人又は人的会社の人的関係及び物的関係に関する情報並びに営業上の秘密又は業務上の秘密であって、州メディア監督機関、その機関、その職員又はその委託を受けた第三者がその任務の遂行において知るところとなったもの又は他の方法で知ったものは、許可を得ずに公表してはならない。

第 57 条 ジャーナリズムの目的のためのデータ処理、メディアの特権

- (1) ARD を構成する州放送協会、ZDF、ドイチュラントラジオ、民間放送事業者又はプレスの企業及び協力企業が、テレメディアの提供者として、ジャーナリズムの目的で個人データを処理する限りにおいて、処理に従事する者が当該個人データをその他の目的のために処理することは、禁止される（データの秘密）。この者は、その活動の開始の際に、データの秘密の遵守を誓約しなければならない。データの秘密は、その活動の終了後も存続する。その他の点については、ジャーナリズムの目的のためのデータ処理に関して、規則（EU）2016/679 第

1章、第8章、第10章及び第11章のほか、第2項に関連する第5条第1項f、第24条及び第32条のみが適用される。規則（EU）2016/679第82条及び第83条は、[この項]第1文から第3文までに規定するデータの秘密が侵害され、かつ、同規則第5条第1項f、第24条及び第32条に規定する措置が不十分であることに責任を有する場合に限り、適用される。プレスの企業、協力企業及び出資先企業がプレスコードによる自主規制及びドイツプレス評議会の苦情処理規則に服する限りにおいて、規則（EU）2016/679第8章の規定を適用しない。第1文から第6文までの規定は、第1文に規定する機関の協力企業及び出資先企業に準用する。当事者には、第2項及び第3項に規定する権利のみが帰属する。

(2) 個人データがテレメディアの提供者によりジャーナリズムの目的のために蓄積され、変更され、伝達され、遮断され、又は消去され、かつ、当事者の人格権がこれにより侵害された場合には、当事者は、基礎となったデータであって、その者について蓄積されたものについて、情報提供を要求することができる。情報提供は、次に掲げる場合には、関係者の保護に値する利益を考慮して拒否することができる。

1. データから準備、制作又は送信に協力する者又は協力した者が推測され得る場合
2. データから編集部門へ寄稿、文書及び通知を提供した者又はこれらを保証した者の身元が推測され得る場合
3. 調査され、又は更に要求されたデータの通知により、情報探索のジャーナリズムの任務が阻害される場合

当事者は、データ群における正しくない個人データの迅速な訂正又は自らの記述の適切な量の追加を要求することができる。自由な意見表明及び情報に対する権利の行使のため、又は正当な利益の擁護のために必要な場合には、個人データのその他の蓄積は適法である。第1文から第3文までの規定は、プレスの企業、協力企業及び出資先企業がプレスコードによる自主規制及びドイツプレス評議会の苦情処理規則に服する限りにおいて、これらの企業の提供物に適用しない。

(3) ジャーナリズムによる個人データの処理により、当事者の反論の送信又は送信の中止若しくはデータ内容の撤回に関する義務的な説明、決定若しくは判決に至った場合には、当該反論、義務的な説明及び撤回は、蓄積データに追加し、ここに当該データと同一期間保存し、かつ、データの伝達の際には当該データとともに伝達しなければならない。

第59条 監督

(1) 連邦及び州の一般的なデータ保護法に規定する所轄の監視官庁は、自らの領域について、一般的なデータ保護規定及び第57条の遵守を監督する。公共放送及び民間の放送協会におけるジャーナリズム的編集の領域でのデータ保護を所轄する機関は、自らの領域について、テレメディアにおけるジャーナリズム的編集作業が行われた提供物についてのデータ保護規定の遵守も監督する。プレスの企業、協力企業及び出資先企業がプレスコードによる自主規制及びドイツプレス評議会の苦情処理規則に服していない限りにおいて、監視が行われる。

(2) (略)

(3) 所轄の各監督官庁は、第54条、第55条第2項及び第3項、第56条[並びに]第57条第2項を除き、第2項にいう規定の違反を確認した場合には、提供者に対して違反の是正のために必要な措置を講ずる。所轄の監視官庁は、特に、提供を禁止し、及びその遮断を命令する

ことができる。禁止は、当該措置が提供者及び公衆にとっての提供の意義との均衡を欠く場合には、許されない。他の方法では目的が達成され得ない場合にのみ、禁止が許される。禁止は、これにより目的が達成され得る場合に限り、提供物の特定の類型及び部分に、又は時間的に限定して行わなければならない。ジャーナリズム的編集作業が行われた提供物であって、専ら定期刊行物の内容の全部又は一部をテキスト又は画像により再現するもの場合には、刑事訴訟法第97条第5項第2文及び第98条の要件の下でのみ、遮断が許される。一般法の規定及び個人の名誉を保護する法律上の規定を執行するための監督官庁の権限は、影響を受けない。

(4)～(7) (略)

(やまおか のりお)